

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成30年9月21日 午前9時57分～午後3時3分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	福田 俊一郎	委員	杉 菌 道 朗
副委員長	森 満 晃	委員	井 上 勝 博
委員	新 原 春 二	委員	持 原 秀 行
委員	瀬 尾 和 敬		

○その他の議員

議員	石野田 浩	議員	成 川 幸太郎
----	-------	----	---------

○説明のための出席者

監 査 委 員	篠 原 和 男	主幹兼甌島医療グループ長	鞘 脇 香
		保 険 年 金 課 長	西 田 光 寛
市 民 福 祉 部 長	上大迫 修	障害・社会福祉課長	有 西 利 朗
市 民 課 長	瀬戸口 良 一	主幹兼障害福祉グループ長	吉 永 義 郎
環 境 課 長	上 口 敬 子	高齢・介護福祉課長	遠 矢 一 星
主幹兼環境管理グループ長	高 野 哲 也	保 護 課 長	松 尾 和 俊
生活環境グループ長	村 岡 実	子 育 て 支 援 課 長	知 識 伸 一
主幹兼廃棄物対策グループ長	高 山 和 人		
川内クリーンセンター所長	原 暢 幸	税 務 課 長	道 場 益 男
市 民 健 康 課 長	檜 垣 淳 子	収 納 課 長	山 口 隆 雄

○事務局職員

議 事 調 査 課 長	砂 岳 隆 一	管理調査グループ員	堀之内 孝 充
-------------	---------	-----------	---------

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第 99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	市 民 課
議案第110号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）	市 民 健 康 課
議案第 99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	保 険 年 金 課
議案第109号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）	（ 市 民 健 康 課 ）
議案第112号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）	（ 税 務 課 ）
	（ 収 納 課 ）
議案第 99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第 99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第111号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）	（ 市 民 健 康 課 ）
議案第 99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	保 護 課
	子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（福田俊一郎）ただいまから、市民福祉委員会を開会いたします。

まず、審査日程についてお諮りします。

お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

なお、本日、環境課と川内クリーンセンターは、同時に審査を行います。

ここで、本日からの審査に当たって留意事項を申し上げます。

まず、審査は決算認定議案のみを行い、所管事務調査は行いませんので、質疑をされる場合は決算と関連したものになるように御留意ください。

また、各課の審査の冒頭に、部長から決算の概要として主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）議案第99号決算の認定について、平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

初めに、決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）市民福祉部であります。平成29年度の決算審査、よろしくお願いいたします。

まず、私のほうから部全体の決算概要のほうに触れさせていただきます。

資料はございませんが、市民福祉部については、九つの課、センターで業務を実施しております。

一般会計につきましては、数的に218億5,201万5,618円で、予算に関する執行率は、全体として95.0%、対前年度との比較によりますと8,646万4,458円、0.4%の決算増となっているところでございます。

また、所管します四つの特別会計の決算総額は258億2,664万5,666円で、予算に対する執行率は、特別会計全体で94.0%となったところでございます。また、前年度との比較では1億3,982万5,393円、0.5%の決算増となった次第であります。

また、平成30年度への繰越明許によります繰り越しにつきましては、下甕クリーンセンター煙突解体事業、保育所整備交付金事業等3件で、約2億4,000万円程度の予算繰り越しを実施したところであり、これからまた説明させていただきたいと思っております。

以上が、部全体の決算の概要でございます。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、環境課分について、当局に補足説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）では、環境課、クリーンセンターの施策の内容について説明させていただきます。

決算附属書をお手元に準備いただきまして、50ページをお願いいたします。

上段に環境課の決算額を表記してありますが、対前年度でいいますと19.5%の増となった決算を出しております。

施策につきまして、1の環境保全対策の推進では、環境審議会の運営、ウミガメ保護対策事業、蘭牟田池、甕島地域の環境保全並びに花いっぱいまちづくり推進事業等を実施したところであります。

51ページになります。

2の公害対策の推進では、水質、騒音等の検査測定のほか、公害等の苦情処理を、めくっていただきまして、52ページとなります。

3のごみの適正な処理では、小学生に対します社会科副読本を配布しての意識啓発のほか、衛生自治組織との連携、不法投棄対策、環境美化推進員と連携した環境美化活動を、4のリサイクル推進では、一般廃棄物の収集等の業務のほか、リサイクル推進員を配置してのリサイクル推進活動や、資源ごみの

分別収集に係ります各種支援等を実施いたしました。

53ページになりますが、5番目のごみ処理施設の適正な維持管理では、最終処分場の管理のほか、甌島の3クリーンセンターの管理運営を実施し、めくっていただきまして7番目になりますが、狂犬病予防対策の推進では、犬の登録、狂犬病予防接種の実施を、その下の8番目のし尿処理施設の適正な維持管理では、汚泥再生処理センターを初めとするし尿施設の管理運営を、55ページになりますが、葬斎場・市営墓地の管理では、葬斎場、墓地、納骨堂の指定管理などの業務を実施したところであります。

以上が、決算附属書を通じての説明であります。

続きまして、クリーンセンターの部分についても説明させていただきますので、56ページをお願いいたします。

上段に決算額を示しておりますが、対前年度対比では73.5%の大幅増となったところでございます。

58ページにかけまして、実施した施策を示しておりますが、全体としますと、一般家庭ごみの収集運搬、粗大ごみの処理、資源ごみの減容化、焼却灰の搬出処分など、日常の市民生活で発生する一連のごみ処理のほか、これに関する施設の維持管理を行ったところであります。

特に、クリーンセンターにあつては、施設の基幹的設備改良及び最終処分場の埋め立て廃棄物の搬出処分など、施設の長期運用に向けた施設整備等を実施したところでございます。

以上が、施策についての説明であります。この後、関係課長のほうから決算の概要を説明させていただきます。

○委員長（福田俊一郎） 環境課分についての補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子） では、初めに環境課分の歳出について説明いたします。

決算書の123ページをお開きください。

3款5項1目災害救助費は、環境課分は125ページに記載してございますが、支出はございませんでした。

次に、129ページをお開きください。

4款1項4目予防費のうち、環境課分の支出済額は116万867円で、備考欄の狂犬病予防事務費は畜犬管理システム保守管理業務委託が主なものでございます。

次に、131ページをお開きください。

8目環境衛生費の支出済額は1億3,650万7,442円で、備考欄、環境総務一般管理費は、環境審議会委員19人の報酬及び職員の給与費等並びに衛生自治団体連合会運営補助金などが主なものでございます。

環境保全対策費は、下甌島海岸漂着物等処理業務委託外4件が主なものでございます。

地球温暖化対策費は、エネルギー管理システム使用料、花いっぱいまちづくり推進事業費は、快適環境づくり補助金89件分が主なものでございます。

50万円以上の不用額ですが、19節負担金補助及び交付金の81万9,800円は、快適環境づくり補助金の執行残でございます。

9目公害対策費の支出済額は892万9,202円で、環境測定調査業務委託外2件が主なものでございます。

10目葬斎費の支出済額は5,206万7,219円で、市営墓地管理費は133ページに記載してございます川内芸ノ尾第1墓地等指定管理料外4件でございます。

葬斎場管理費は、川内葬斎場やすらぎ苑指定管理料ほか3件が主なものでございます。

50万円以上の不用額ですが、13節委託料の145万6,761円は、葬斎場指定管理委託料の年度末精算に伴う執行残でございます。

同じく133ページの2項1目清掃費の支出済額は78万8,428円で、清掃総務一般管理費は、川内汚泥再処理センター対策委員会運営補助金が主なものでございます。

5目ごみ処理費のうち環境課分の支出済額は4,232万3,959円で、不法投棄対策費のほか環境美化推進事業費は環境美化推進員の謝金が主なものでございます。

一般廃棄物処理費のうち環境課分は135ページに記載してございます公設ゴミステーション分別指導等業務委託が主なものでございます。

資源ごみ分別推進事業費は、地区コミ分別収集報償金やごみ減量再資源化補助金が主なものでございます。

甌島クリーンセンター管理費は、上甌島クリーンセンター煙突解体工事が主なものでございます。

最終処分場管理費のうち、環境課分は、川内木場

茶屋最終処分場污水处理施設維持管理業務委託外9件が主なものでございます。

次に、137ページの6目し尿処理費の支出済額は4億3,748万1,775円で、上甕投入施設管理費は、2号希釈タンク他補修工事外3件や下水道使用料が主なものでございます。

下甕環境センター管理費は、下甕地域浄化槽汚泥及びし尿運搬業務委託外2件が主なものでございます。

汚泥再生処理センター施設管理費は、同施設の維持管理、運営を行うSPC（特別目的会社）への業務委託でございます。

50万円以上の不用額ですが、13節委託料の610万3,256円は、汚泥再生処理センター施設管理費の執行残が主なものでございます。

次に、175ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費のうち環境課分は、備考欄下のほうで、支出済額は219万1,000円で、特別災害復旧補助金6件分でございます。

次に、203ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費のうち環境課分は、205ページ備考欄下段に記載してございますが、該当する災害事案がなかったため、未執行となっております。

続きまして、歳入について説明いたします。決算書の17ページをお開きください。

14款1項3目1節衛生使用料のうち環境課分は、葬斎場使用料、火葬料等7件でございます。

次に、27ページをお開きください。

14款2項3目1節衛生手数料のうち環境課分は、廃棄物処分手数料9件です。

収入未済についてここで説明いたします。決算資料1の218ページをお開きください。

表の下から4行目、衛生手数料3,400円は、一般廃棄物許可手数料1件でございます。3月に申請許可のございました当該事業所に対しまして、再三納付の催促を行ってまいりましたが、収入未済となっていました。現在は、これにつきましては、収入済みとなっております。

それでは、決算書にお戻りいただきまして、決算書41ページをお開きください。

16款2項3目1節保健衛生費補助金のうち、環境課分は、海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金

外1件でございます。うち880万2,000円が繰越明許費分となっております。

次に、49ページをお開きください。

16款3項3目1節保健衛生費委託金のうち環境課分は、権限移譲事務委託金でございます。

次に、51ページをお開きください。

17款1項1目1節土地建物貸付収入のうち環境課分は、し尿中継用地貸付料に係るものでございます。

次に、55ページをお開きください。

同じく2項2目1節物品売払収入のうち環境課分は、資源ごみ売払収入が主なものでございます。

次に、63ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入のうち環境課分は、1枚めくっていただいて65ページ下段に記載してございます火葬料実費徴収金等3件でございます。

次に、372ページをお開きください。

財産に関する調書、出資による権利で、下から8行目、県環境整備公社出損金62万7,000円でございます。

以上で、環境課分の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、川内クリーンセンター分について、当局に補足説明を求めます。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）それでは、引き続き平成29年度決算の川内クリーンセンター分について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。決算書の133ページをお開きください。

4款2項5目ごみ処理費の支出済額のうち、川内クリーンセンター執行分は17億9,164万3,916円です。事業は、133ページ備考欄一番下にあります一般廃棄物処理費のうち、川内クリーンセンター分は、135ページの備考欄になります。家庭から排出された一般廃棄物及び資源物の収集運搬等の業務委託の9件分でございます。

次に、事業、川内クリーンセンター管理費は、職員二人分の職員給与費、それから光熱水費、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業管理運営業務委託外5件の委託料、川内クリーンセンター基幹的設備改良の工事請負費、基幹的設備改良事業用のオープン書庫等の備品購入費、それから、川内クリーンセンター対策委員会運営補助金が主なものでござい

ます。

次に、最終処分場管理費のうち、川内クリーンセンター分は137ページの備考欄になります。川内クリーンセンターの発生焼却灰・飛灰及び埋立廃棄物の収集運搬、処分に係る委託料が主なものでございます。

なお、以上説明しました歳出執行に当たりまして、50万円以上の予算流用で対応しました状況について御説明いたします。

議会資料の1ページをお開きください。

川内クリーンセンター分における50万円以上の節間流用は13番目の1件でございます。埋設廃棄物場外搬出において、追加でバックホーを借り上げる必要が生じまして、借上料に不足が生じたため、事項、川内クリーンセンター管理費の11節需用費から、同事項14節使用料及び賃借料に流用し、予算を執行したものでございます。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。決算書は17ページになります。

14款1項3目衛生使用料1節衛生使用料の川内クリーンセンター分は、三つ目の米印、行政財産使用料でございます。

次は、27ページになります。

14款2項3目衛生手数料1節衛生手数料の川内クリーンセンター分は、備考欄の二つ目の米印、廃棄物処分手数料及び特定家庭用機器家電リサイクル品の運搬手数料でございます。

次は、33ページになります。

15款2項3目衛生補助金2節清掃費補助金の川内クリーンセンター分は、循環型社会形成推進交付金で、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業に伴う交付金でございます。

次は、51ページになります。

17款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入の川内クリーンセンター分は、備考欄の五つ目の米印にあります自動販売機、N T T ドコモ中継基地への貸地料でございます。

次は、55ページになります。

17款2項2目物品売払収入1節物品売払収入の川内クリーンセンター分は、57ページの備考欄一番上になります。資源ごみ売払収入でございます。

次は、67ページになります。

21款5項4目雑入1節雑入の川内クリーンセンター分は、備考欄下から三つ目の米印遺失物取得金からPETボトル等有償入札抛出金までの3件でございます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっと細かいところから、58ページの川内クリーンセンターの資源ごみ売払収入ということで、1,626万円で出てるんですが、56ページのほうの資源ごみ売払収入が2,027万円で、匹敵するぐらいの資源ごみの収入があるわけです。これは、自治会などが資源ごみの収集で、その売払収入と、それとクリーンセンターに持ち込まれた資源ごみの収入ということに、そういう理解でよろしいんですか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）58ページの川内クリーンセンター分につきましては、川内クリーンセンターに搬入されたものの中から有価物としてピックアップし、売り払えるものを売り払ったものでございます。

○委員（井上勝博）そうすると、これはもう完全に、どこに支出というか、どこに行くお金になるんでしょうか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）この財源は、川内クリーンセンターの管理運営の財源として使用しております。

○委員（井上勝博）66ページなんですけど、火葬料実費徴収金というのは、火葬をされたときにお金を払って火葬をするということだと思うんですが、金額的に何か小さいような気が、1件当たり幾らで火葬しているのでしたっけ、お願いします。

○生活環境グループ長（村岡 実）この実費徴収金につきましては、さつま町の火葬場を使用される方が薩摩川内市に納めていただく分でございます。

○委員（井上勝博）そうすると、一般の市民の火葬料の実費収入というのはどこにあるんですか。

○生活環境グループ長（村岡 実）17ページにございます。

○委員（井上勝博）そうすると、この（川内）（上甕）（下甕）（鹿島）で書いてあるところが、これは葬斎場となってるけど、ここですか。

○主幹兼環境管理グループ長（高野哲也）資料の17ページ備考欄にございます、環境課、葬斎場使用料と火葬料と二つに分けて記載をしてございます。火葬料につきましては、市民については1件、1回当たり5,000円、葬斎場使用料につきましては、それぞれ鹿島葬斎場と川内の葬斎場について、条例上、指定のある金額をいただいております。

○委員（井上勝博）138ページのクリーンセンター焼却灰等の運搬及び埋立処分業務委託で、ここに金額が書いてあるわけですが、これは決算附属書の57ページにあります、下のほうから（4）の焼却灰等の搬出処分というのがあって、ここに焼却灰、飛灰、埋設廃棄物とあるんですが、この処分量とここは相対というか、この拠出处分とこのお金の関係は1対1というか、そういう関係ですか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）ほか2件等ございます。この明細につきましては、決算資料1の99ページに委託料の一覧がございます。川内クリーンセンター分の3件分が、最終処分場管理費分に計上してあります。3件分がこの額となります。

○委員（井上勝博）そうすると、決算附属書の57ページにある焼却灰等と、この一番上の99ページの最終処分場管理費の一番上の2億979万円ですから、2億円というお金が、この処理費、運搬と持ち込み料ということになるんですか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）一番上の2億900万円の分ですが、これはエコパークへの収集運搬、処分、それから埋設廃棄物につきましては、掘削から積み込み、運搬、処分の合計の金額でございます。

○委員（井上勝博）ちょっと金額の内訳を教えてください。つまり、エコパークに持ち込むときの金額というのはどのぐらいなんですか、この内訳というのは。前から聞こうと思っていて、なかなかわからなかったんですが、この金額の中で、エコパークが受け入れるときに、エコパークに支払っているお金が幾らですか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）この委託の単価につきましては、前年発生焼却灰・飛灰につきましては、積み込みと運搬、処分、全体を通した経費の単価として計上してございます。

また、埋立廃棄物につきましては、掘削、積み込

み、運搬、処分までの一括した経費を単価として計上してございますので、エコパークへの処分料としては単価の計算ができないところでございます。

○委員（井上勝博）先ほど、三千幾らで業者がなかなか支払ってくれなかったというのがあったと思うんですけど、非常に金額的には3,400円で、大したお金じゃないのに、何かどうしてこんなトラブルというか、トラブルみたいな感じですか。どういうことなのでしょう。

○主幹兼廃棄物対策グループ長（高山和人）当該業者には、3月納付書発行以降、請求のほうも続けていたんですが、どうしても個人業者さんで、昼間の金融機関があいている時間帯になかなか金融機関のほうに行けないと。昼食も車の中でぱっとおにぎりを食って収集とか回っている状態なんだというのを聞かされておまして、それでもできるだけ早いうちに、とにかく最終的に5月いっぱいには必ず入れてくださいねということでお話をしてまいりました。

実際には5月の末のほうに、金融機関に納入していただいたんですが、ちょっとこちらと収納機関とのデータのやり取りの関係ということで、5月いっぱいの市のほうの収入ということにはできなかった次第でございます。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査をおわります。

△市民課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）それでは、市民課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）決算附属書の46ページをお開きいただきたいと思います。

まず、上段の決算の状況ですが、対前年度で1.0%の増となっております。

では、施策の概要でございますが、1の部に係る総合的な調整に関することでは、部内の予算編成や施策調整に関する会議の運営、所管施策の周知等を行ったほか、新たな取り組みとして、平成29年度については3カ国語で外国人向けの市民生活ハンドブックを作成したところであります。

2の人権教育・啓発に関する部分では、薩摩川内市人権教育・啓発基本計画に基づく市としての取り組みを促したほか、人権対策事業審議会での人権教育・啓発の取り組みの審議及び小学校における人権の花運動の支援を実施いたしました。

下段、3番目の交通災害共済事業については、制度への加入促進と、災害に遭われた方からの見舞金の請求事務に対応した次第であります。

47ページ、4の戸籍及び住民基本台帳に関する部分では、戸籍や住民異動に関する受付等の処理を適切に実施いたしました。

めくっていただきまして、48ページとなります。

5の住民基本台帳ネットワークに関する部分では、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ管理及び窓口、コンビニ等での各種証明の交付等の事務を行ったほか、戸籍証明の本籍地対応に対応するためのコンビニ交付システムの改修及び窓口での証明交付を容易にするため、らくらく証明機の設置を、49ページになります。

6番目の個人番号カードの交付に関する部分では、個人番号カードの交付に係る広報活動及びカード交付に対する事務対応を図ってきたところでございます。

以上が、市民課の施策概要でございます。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、市民課分について、当局の補足説明を求めます。

○市民課長（瀬戸口良一）議案第99号、市民課分について説明いたします。

決算書の81ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち、市民課分は、83ページ、備考欄7行目にあります市民政策調整費、支出済額9,688万4,631円であります。

支出の主なものは、電話交換等行政事務嘱託員5人分の報酬及び職員給与費5人分のほか、外国人住民が本市で安心して暮らせるよう、ごみ分別、医療、防災等を英語、ベトナム語、中国語に訳した外国人向け市民生活ハンドブック作成に要した経費などであります。

なお、不用額となったものとして、3節職員手当等の不用額1,795万4,698円のうち、時間外勤務手当の801万2,603円であります。これは、各課要求をもとに要求しておりますが、各課が事務効率化等に積極的に取り組んだための執行残と考えております。

次に、95ページをお開きください。

同款同項12目市民相談交通防犯費のうち、市民課分は、備考欄中段の市民相談事務費の市民課分及び備考欄下から8行目記載の交通災害共済事業費合わせて、支出済額1,227万7,709円であります。市民相談事務費の主な支出は、人権対策事業審議会委員報酬及び川内人権擁護委員協議会への負担金になります。

交通災害共済事業費の主な支出は、県市町村交通災害共済給付事業負担金では、雑入で受け入れた加入申込金を県市町村総合事務組合へ支出する負担金であります。

なお、不用額となったものとして、19節負担金補助及び交付金の不用額244万6,620円のうち、195万9,000円がこの負担金であります。

不用額となった理由は、加入申し込み金のほとんどが、2月から3月に収納されることから、正確な収入見込みが立てられず、3月補正予算での減額対応ができなかったことによるものです。

次に、103ページをお開きください。下のほうになります。

同款3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費は、支出済額2億6,459万2,543円であります。

備考欄をごらんください。

戸籍住民基本台帳費の主な支出は、本庁・支所15人の行政事務嘱託員報酬及び本庁・支所25人の職員給与費など、人件費のほか、戸籍・証明書発行システムに係る機器リース及びシステム保守業務委託料などであります。

次の住民基本台帳ネットワークシステム事業費の

主な支出は、住民基本台帳ネットワーク機器の保守業務委託等及びコンビニ交付に係るシステム機器一式のリース料のほか、コンビニ交付運営負担金などです。

次に、個人番号事業費の主な支出は、2名の行政事務嘱託員報酬と通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る事務委託負担金です。

なお、不用額となったものといたしまして、19節負担金補助及び交付金の不用額は1,105万9,100円のうち、個人番号事業費の通知カード、個人番号カード・関連事務委任負担金が1,104万5,000円です。

地方公共団体情報システム機構から通知のあった交付金上限見込み額で要求していましたが、全国の個人番号カードの発行件数が国の見込みを下回ったことにより、本市に請求があった負担金も前年度からの繰越明許費の枠内での執行で足りたため、現年度の予算措置が全て不用額となったものです。

以上で、歳出の説明を終わりますが、歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について説明いたします。

別冊の議会資料50万円以上の節間流用一覧の1ページをごらんください。

本課における流用は、10番の1件です。

歳出で説明しました外国人向け市民生活ハンドブックの作成に当たり、当初は印刷製本費で要求しておりましたが、日本語を3カ国語に翻訳委託等が発生したために、委託料での執行が適正と判断し、73万9,000円の全額を委託料に流用し、執行したものです。

次に、歳入について説明いたします。

25ページをお開きください。

14款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料1節総務手数料のうち、市民課分は、次のページ、備考欄記載の戸籍手数料ほか6件で、収入未済はありません。

次は、31ページになります。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金は、マイナンバーカード等記載事項充実関連システム改修委託を行うための補助金になります。

次は、33ページになります。

同款同項目17節個人番号カード交付事業費補

助金は、さきの歳出で説明しました戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付に係るもので、事業実施に対する全国市町村割の個人番号カード関連事務委任負担金と事務経費が交付されたものです。

上段の事業費補助金の繰越明許費が、その個人番号カード関連事務委任負担金に係るもので、下段が事務経費に係る補助金です。

次に、37ページです。

同款3項国庫委託金1目総務費委託金1節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者居住地届出等事務委託金は、外国人の住所異動に伴う事務費で国の交付基準による人件費と物件費の委託金です。

次は、47ページです。

16款県支出金3項県委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金のうち、市民課分は、地域人権啓発活動活性化事業委託金で、指定された小学校が行う人権の花運動に係る経費で、1校当たり4万5,000万円の委託金です。

同款同項目3節戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態事務委託金は、出生・死亡等の状況を厚生労働省が把握するための調査に対する前年度受理数から算出された委託金です。

次は、55ページです。

17款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1節利子及び配当金のうち、市民課分は、当該備考欄上から3行目の医療福祉対策基金の利子収入です。

次に、65ページです。

21款諸収入5項雑入4目雑入1節雑入のうち、市民課分は、備考欄の下の方にあります4件で、主なものは、県市町村交通災害共済事業に係る会費、事務費、加入促進費収入になります。

収入未済はありません。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、376ページ、基金運用状況について、説明いたします。

表の上から10番目の医療福祉対策基金です。前年度末現在高は1,741万4,000円、年度中の増減は利息の4,000円の増で、年度末残高は1,741万8,000円となりました。

○委員長（福田俊一郎）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（杉藺道朗）この外国人向けの市民生活ハンドブック、実際に窓口とか、いろいろ周知は図っていらっしゃるんですけど、実際、交付といいましょうか、受け取られた方は何名いらっしゃるのか。

それと、外国人人口、この附属書の47ページにそれぞれフィリピンから始まってその他まで417名という記載があるんですけど、結局、ベトナム語と中国語と英語と、それで出されているんですが、フィリピンの方というのは、これは英語でオーケーなのかなというふうに理解、それでいいのかな。とりあえず、とにかくどの程度配布されたのか、そこを教えてください。

○市民課長（瀬戸口良一）ハンドブックの配布先といたしましては、川内警察署管内の国際交流地域連絡協議会、それと国際交流センター、それと市役所の商工政策課の企業関係の課に配布してあります。

窓口のほうでは、ちょっと計数はかってませんで、今、大体、目視なんですけど、ベトナムの方が大体5名、団体で入ってこられます。それが、今までつくってから20名ぐらいかな。ですから、そのときベトナム語をお渡ししています。ですから、来られた方に応じて、その3冊のうち、判断して渡しております。

○委員（杉藺道朗）外国の方からしてみれば、薩摩川内市へのさまざまな住環境にかかわる部分で、説明ができてるってありがたいことなんだろうけれども、生の声としてありがたかったかなとか、そういう何か声がありましたら。

○市民課長（瀬戸口良一）この前も、ありがとうございますとは言われました。

それで、これだけじゃなくて、もうホームページのほうにも載せてありまして、それは毎年見直して、やっていこうというふうに考えております。

〔「わかりました。いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員（井上勝博）決算のときに教えてほしいということで、自衛隊の適齢者名簿の提供の対象者と、そして、どれだけの名簿数、名前数になったのかということをお願いいたします。

○市民課長（瀬戸口良一）棚のほうに入れてあったんですが、一応、平成29年度としまして。

○委員長（福田俊一郎）もう一回、ちょっと整理をしますので、協議会にします。

~~~~~

午前10時46分休憩

~~~~~

午前10時47分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）ここで、本会議に戻します。

質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）以上で、市民課の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、市民健康課の審査を行います。

△議案第99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）それでは、市民健康課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）では、決算附属書を用意いただきまして、59ページをお願いいたします。

上段に決算額を示しておりますが、市民健康課の決算は、対前年度対比で3%増となっているところでございます。

では、施策の関係でございますが、1の保健・医療体制の整備では、病院群輪番制、病院運営補助など、救急医療体制の確保・充実に係る医師会等への支援のほか、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の財源繰り出し、予防接種法に基づく救済措置をしております。

めくっていただきまして、6ページも同じ区分になりますが、川内地域におきます5診療所の管理運営のほか、甑島における医療確保のための巡回診療の実施、薩摩川内市健康づくり推進協議会の開催や、食生活改善に向けた各種の取り組みを実施したところであります。

次に、2番目の保健センターの管理運営では、すこやかふれあいプラザや各支所地域の保健センターの管理運営を、3の健康づくりの促進では、妊婦の健診、保健指導のほか、62ページまでとなりますが、健康教育相談、一般健診、がん検診等を実施し、

新たな取り組みとして、61ページの下段にあります。産後ケアの事業展開を開始したところであり、ます。

63ページをお願いいたしまして、上段の感染症等予防対策では、法に基づく定期予防接種に加え、風疹等の任意予防接種を実施、平成29年度からは子どもインフルエンザ予防接種を開始いたしました。

さらにめくっていただきまして、64ページになりますが、ここからは、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計になりますが、里診療所を初めとする各診療所の運営及び必要な医療機器等の整備を行ったところであり、ます。

特別会計の決算といたしましては、対前年度対比で1.4%の増であります。

なお、診療所の患者率につきましては、前年度比で入院患者が減、外来患者が増、全体としては6%の減となったところでございます。

**○委員長（福田俊一郎）**引き続き、一般会計歳入歳出決算中、市民健康課分について、当局に補足説明を求めます。

**○市民健康課長（檜垣淳子）**市民健康課に係る平成29年度決算について、御説明いたします。

一般会計歳出について御説明いたしますので、決算書の125ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費は、支出済額9億6,396万1,821円のうち、市民健康課に係る支出済額は5億9,988万1,587円で、備考欄に示してある事項の主なものについて御説明いたします。

事項、保健衛生一般管理費の主なものは、職員33人に係る人件費であります。

事項、予防接種事故救済措置費は、予防接種事故の被害者1名に対する障害年金が主なものであります。

事項、診療所管理費の主なものは、川内地域5カ所の診療所に係る維持経費等であります。

事項、巡回診療事業費は、甌島4地域における特定診療科巡回診療に係る事業負担金等の経費が主なものであります。

事項、保健対策推進事業費の主なものは、食生活改善推進事業に伴う食生活改善推進員への謝金等であります。

事項、地域医療対策費は、国民健康保険直営診療

施設勘定特別会計への繰出金や病院群輪番制病院運営事業に伴う補助金等が主なものであります。

次に、2目保健センター管理費は、支出済額3,690万6,300円で、備考欄の事項のうち、主なものについて御説明いたします。

事項、すこやかふれあいプラザ管理費は、すこやかふれあいプラザの維持管理に係る委託料や光熱水費であります。なお、同事項のうち、箱樋改修工事は、平成28年度から繰り越して執行した繰越明許費であります。

事項、保健センター管理費は、本土地域4カ所、甌島地域2カ所の保健センター等の維持管理に係る委託料や光熱水費であります。

127ページをお開きください。

次に、3目保健指導費は、支出済額2億4,291万5,625円で、備考欄の事項のうち、主なものについて御説明いたします。

事項、保健指導費の主なものは、健康管理システム保守委託料及び同システムの賃借料であります。

事項、母子保健事業費の主なものは、妊婦・乳幼児健康診査に係る委託料、不妊治療助成等であります。

事項、健康増進事業費は、胃がん検診や乳がん検診などの業務委託料が主なものであります。

129ページをお開きください。

4目予防費は、支出済額2億8,534万9,444円のうち、市民健康課に係る支出済額は、2億8,418万8,577円で、各種予防接種に係る委託料及び予防接種に伴うワクチン代が主なものであります。

以上、説明いたしました。歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用の対応をいたしましたので、状況について御説明いたしますので、別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧をごらんください。

市民健康課の一般会計に係る50万円以上の節間流用は、資料1ページの11番で、事項、感染症等予防費の13節委託料で、予算措置していた予防接種委託業務において、高齢者インフルエンザワクチン接種等の接種者数が見込みを上回ったことから、委託料が不足が生じたため、同事項、負担金補助及び交付金から585万円を予算流用し、予算執行したものであります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、

決算書の15ページをお開きください。

13款2項2目衛生費負担金1節保健衛生費負担金、未熟児養育医療負担金は、養育医療に伴う所得に応じた保護者の自己負担金であります。

17ページをお開きください。

14款1項3目衛生使用料1節衛生使用料は、備考欄の中ほどに市民健康課分があります。

すこやかふれあいプラザ施設使用料は、すこやかふれあいプラザの利用に伴う施設使用料、行政財産使用料は、ソーラーパネルの屋根貸しや、自動販売機等の設置に伴う財産使用料です。

樋脇保健センター使用料は、樋脇保健センターの利用に伴う施設使用料であり、行政財産使用料は、西方診療所敷地内の電柱設置に伴う財産使用料であります。

31ページをお開きください。

15款1項2目衛生費負担金2節保健衛生費負担金、未熟児養育医療費等負担金は、未熟児養育医療に係る国庫負担金で、補助率は2分の1であります。

33ページをお開きください。

同じく2項3目衛生費補助金1節保健衛生費補助金、妊娠・出産包括支援事業補助金は、産後ケア事業に伴う国庫補助金で、補助率は2分の1、過疎地域等自立活性化推進交付金は、甕島健康プロジェクト推進事業に伴う国庫補助金で、全額補助となっております。

39ページをお開きください。

16款1項2目衛生費負担金1節保健衛生費負担金、未熟児養育医療費等負担金は、未熟児養育医療に係る県の負担金で、補助率は4分の1であります。

41ページをお開きください。

同じく2項3目衛生費補助金1節保健衛生費補助金は、備考欄6行目からの6件が市民健康課分であります。

まず、離島地域不妊治療支援事業費補助金は、甕島地域の特定不妊治療に係るもので、補助率は3分の1、予防接種事故救済補助金は、予防接種事故救済に伴うもので、補助率は4分の3です。

次に、健康増進事業費補助金は、健康増進法に規定された一般健康診査の健康増進事業に係るもので、補助率は3分の2、地域自殺対策緊急強化事業補助金は、自殺対策に係る心の健康づくりの講演会や自殺対策強化月間の横断幕設置などの自殺対策事業費

に係るもので、補助率はそれぞれの事業に対して3分の2と2分の1となっております。

次の離島地域出産支援事業補助金は、甕子宝支援事業に係るもので、補助率は3分の1、共同利用型病院運営事業補助金は、入来・祁答院地域の救急医療施設に対する同補助事業に係るもので、補助率は3分の2であります。

49ページをお開きください。

同じく3項3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金は、医師免許等の交付・進達等の業務に係る県からの権限移譲事務委託金で、件数割であります。

51ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入は、備考欄上から10行目が市民健康課分で、入札によるすこやかふれあいプラザへの自動販売機設置に係る貸家料であります。

61ページをお開きください。

21款1項1目延滞金1節延滞金は、医療福祉従事者奨学資金貸付金に係る延滞金であります。

同じく3項1目貸付金元利収入38節医療福祉従事者奨学資金貸付金元利収入は、同奨学資金貸付金に係る元利収入であります。

65ページをお開きください。

同じく5項4目雑入1節雑入で、市民健康課分は、備考欄の下から4行目から次の67ページにかけての6件で、それぞれ実習生受入謝金、未熟児養育医療に係る公費負担医療費国保分の返納金、コピー代実費収入、健康教室等の実費徴収金、保健センターに係る光熱水費等の実費収入、電気・水道料の実費収入金であります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（持原秀行）126ページの予防接種事故救済措置費で1名分というのが説明がありました。どういう予防接種の事故があったのか中身を教えてください。

○市民健康課長（檜垣淳子）昭和52年に三種混合の予防接種を受けられた方で、現在は44歳になっておられますけれども、その方の救済になります。

○委員（持原秀行）昭和52年にされて、ずっと継続されているということになるのでしょうか。

○市民健康課長（檜垣淳子）はい、ずっと継続で

す。医療費だったりとか、あと障害年金のほうで補助をしていると、助成をしているところです。

○委員（持原秀行）それに関連してなんですが、この決算附属書の63ページに、子宮頸がん予防接種がありまして、実施率の%も全然書いてないんですが、この子宮頸がん予防接種の現状はどうなんでしょう。

○市民健康課長（檜垣淳子）子宮頸がん予防接種のほうは、事故ではないんですけれども、以前、訴えがあって、その後、任意予防接種ではありますけれども、積極的な勧奨はしないということで、希望者の方は受けられる体制で現在に至っております。

厚生労働省のほうがいろいろ協議をしながら、いつから積極的な勧奨をするかということは、今、検討中であります。

○委員（持原秀行）いろいろ全国的にもちょっと事故等ありまして、今、問題にされているんですが、もう新たに高齢者肺炎球菌でも、もう今、各病院とかに行けば宣伝をされて、マスコミでも相当出ているんですが、これも43.2%ということで、半分にも満たないわけですが、これも予防接種したことにおいてのいろんな事故とか、そういうのも私もいろいろ聞いてるんですが、これは当局は把握はどのようにされていますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）予防接種を受けられて、事故が起こった場合には、病院のほうから市民健康課に来まして、あと、保健所のほうへ報告するようになっております。

今言われた肺炎球菌で事故があったという報告は、今のところは受けておりません。

○委員（持原秀行）私も経験上から言ってるんです。やはり、調べてみると、結構出てるんです。なかなか自分ですとしたり、敷居、ハードルが高いんです。やはり、きちっと追跡調査をやらないと、そういうふうに異常が出た方の経験をいろいろ聞いてみれば、もう2度としないと、したくないとか、そういうような声もあるということをやぜひ御承知おきいただいてやらないと、また、この医療事故があったりしたら大変なことになると思うんです、お一人が昭和52年にやられて、ずっと引き継いできておるわけですから、これにならないようにしないと、病院はすぐ注射関係ありませんと言うんです。ですけども、そういうことも踏まえた中で、そういう

のもあるんだという意識は持っていただきたいなというふうに思います。

○委員長（福田俊一郎）意見でございます。

ほかに。

○委員（新原春二）救急医療体制の関係についてですが、それぞれ支出をされて、非常に医師会と、あるいは医師会病院、済生会病院、それぞれ連携をとって、それぞれ補助金等を出してもらっているわけですが、その支出については特に問題はないんですが、——2点ほどなんですが、周産期医療の今後、今、済生会病院がセンターになって、北薩地域も見てもらっているんですけれども、そういう周産期医療の体制が、やっぱり地域包括といいますか、北薩地域なら北薩地域、そういうものになっていくとすれば、それなりの手立てをせないかんですが、済生会病院に非常に負担をかけているのではないかというふうに思いますけども、この周産期医療体制の今後のこういった北薩地域における包括的なセンター的な、そういうものがどういうふうに今後展開をされていくのか、それをまず1点。

それから、川内看護専門学校に運営補助金を、これまでずっと出していました。今、2クラスあって、ずっと出してきたんですけども、今回、1クラスに来年度からなっていくということになっていくんですけども、この補助金は、看護師さんたちの育成を地域できちんと確保をしていく、そういう意味では非常に大きな事業だと思うし、そうしたものに對する補助金は当然支出していかなくやらないんですが、今後、今まで、今年度、平成29年度、どの程度、医師会、医師、川内看護専門学校のほうは、今、1クラスしかないと思うんですけども、そういうものに支出をしていった額と、来年度からまた新しく学校施設が整っていくんですけど、そういった展望というのはどういうふうになっていくのか、この2点だけをお知らせください。

○市民健康課長（檜垣淳子）周産期医療に関しましては、今、北薩地域の3市2町で協議会を立ち上げておりまして、医師会、行政、あと市議会、皆さんの御意見を聞きながら、周産期の産婦人科の医師確保、あるいは助産師確保について、今、協議をしているところです。

この間、鹿児島大学病院に視察に行かせていただいたんですけども、鹿児島大学病院のほうでも、

北薩地域は周産期医療が大変だということは認識されておりまして、県と協議をしながら、支援をしていきたいというふうにはおっしゃっていただいておりますので、また、3市2町で協議をしながら進めていきたいと思っております。

川内看護専門学校のほうですけれども、平成28年から5年間、1,000万円ずつの補助ということで、議会の皆様方にもお願いをして、予算をとっているんですけれども、来年度までその補助がつきまして、その後は、今ちょっと協議中なんですけれども、奨学金の返還制度だったりとか、あるいはそういう制度の活用ができないかということで、今、協議をしているところであります。

**○委員（新原春二）** 周産期の関係については、ぜひそういう広域的な協議会なり、あるいはもうセンターを立ち上げてもいいと思うんですけれども、そういった本当に具体的なものをしていかないと、やはり厳しいのじゃないかな。産婦人科の医師がいなくなってくるということになりますと、例えば、薩摩川内市で子育てに重点を置いてきた施策の中で、一番根本の子どもが薩摩川内市で産まれないというような状況になってきますと、いい状況ではないので、これについてはまた力を入れてやっていただきたいなと思います。

川内看護専門学校の関係については、看護師の養成を地域でやるという意味では、医師会の看護教育というのは非常に大事なことで、これが一番先生方も狙っているところでありますので、できれば市が、財政も大変なんでしょうけれども、この事業は地域の看護師を養成するという大きな事業でありますので、市としても最大限の助成をしていただいて、学校運営に対する協力を、奨学金も含めてなんですけど、いろんな面で補助をしていただきたいと要望しておきます。

**○委員（井上勝博）** 決算附属書の62ページに自殺対策事業費があるわけですが、これはこれだけではなかなか今の薩摩川内市の状況というのはよくわからないんですけれども、例えば、自殺と見られる方々が、薩摩川内市内でどのぐらいいらっしゃるのかとか、それから、前、LGBTの方のアンケート調査というか、そういう統計を見たことがあるんですけれども、性同一障害だけではなく、いろいろな性的な違和感というものから、自殺を考えたこ

とがあるという人がかなり高い率であるわけですが、このLGBTは、今人権問題ということで、市民課で扱っているんです。これとの関係というか、ちゃんと専門家も含めて、そういう方々の対応というか、そういうものができているんだろうかなということが、どうでしょうか。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 自殺対策に関しましては、先ほど説明をいたしましたけれども、心の講演会ということで、専門家の方をお招きしまして、講演会を実施したり、あるいは月1回なんですけれども、臨床心理士の先生に来ていただいて、相談を受ける体制を整えております。

先ほど井上委員のほうが言われましたそういう方々にたいしましても、広報等で相談がある場合にはということで、広報はしているところであります。

**○委員（井上勝博）** こういった取り組みを進めていく上で、実態がどうなのかということ、まず把握ということはされているんでしょうか。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 自殺に関しては、統計等で把握はしているんですけれども、平成23年から平成25年にかけては20名を超える自殺者の方が出ていたんですけれども、平成27年から平成28年にかけては十七、八人ということで、減少傾向にはあるというふうに捉えております。

**○委員（井上勝博）** ちょっとメモができなかったんですが、今、少なくなっているとおっしゃったんですけど、さっきは平成23年から平成25年の間を言われました。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 数字を申し上げます。平成24年が24人、平成25年が21人、平成26年が25人、平成27年が18人、平成28年が17人。

**○委員（井上勝博）** こういったのは警察との連絡というか、情報交換の中でこういったのが把握できているということですか。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 今申し上げました数字は、衛生統計年報に掲載されておりますので、その数字になりますけれども、警察署のほうからの情報とか、保健所からの情報とかももらいまして、対策をしているところです。

**○委員（井上勝博）** 念のためなんですけど、その統計は、薩摩川内市の統計ですね。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 薩摩川内市といいま

すか、国県です。そして薩摩川内市の状況が出てくるという形になります。

○委員（井上勝博）この数字は、薩摩川内市内の住民というふうに考えていいわけですね。

○市民健康課長（檜垣淳子）はい、そのとおりです。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、本案に係る審査を一時中止いたします。

---

△議案第110号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第110号決算の認定について（平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）国民健康保険直営診療施設勘定特別会計について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたしますので、336ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、支出済額5億8,263万3,910円で、事項、一般管理費は、甌島の各診療所の運営費であり、職員42人、看護師等の嘱託員41人の人件費が主なものであります。

2目研究研修費は、支出済額630万9,519円で、事項、医師研究研修事業費は、医師会等負担金、各種学会、研修会等への参加旅費等が主なものであります。

338ページをお開きください。

2款1項1目医療用機械器具費は、支出済額3,724万1,777円で、事項、医療用機械器具費は、X線CT装置保守点検業務委託や超音波診断装置一式の備品購入など、医療用機械器具類の整備及び維持補修が主なものであります。

2目医療用消耗機材費は、支出済額3,311万1,697円で、事項、医療用消耗器材費は、注射針や医療用酸素などの医科歯科消耗品、臨床検査業務

委託などの委託料が主なものであります。

3目医薬品衛生材料費は、支出済額2億2,536万8,461円で、事項、医薬品衛生材料費は、各診療所における医薬品購入費が主なものであります。

2項1目給食総務費は、支出済額60万6,513円で、事項、入院給食一般管理費は、上甌及び手打診療所の入院給食に伴う消耗品購入、調理室戸棚の備品購入が主なものであります。

2目給食用材料費は、支出済額574万6,451円で、事項、入院給食材料購入費は、上甌及び手打診療所の入院給食用賄い材料費が主なものであります。

4款1項1目元金は、支出済額919万1,337円で、事項、長期債償還元金は、長期債償還の元金に係る分です。

2目利子は、支出済額151万2,655円で、事項、長期債償還利子は、長期債償還の利子に係るものであります。

次の、6款1項1目予備費については、執行はありませんでした。

以上、御説明いたしました歳出に当たって、50万円以上の予算流用はありませんでした。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、330ページをお開きください。

1款診療収入は、1項が入院、2項が外来の、それぞれの各保険者からの診療報酬や自己負担金等で、あけて332ページの3項その他収入が各種健診や予防接種の受託料等であります。

なお、1項入院収入5目一部負担金において、2万9,000円の収入未済額を計上しておりますが、これは入院をしていた本人が死亡した後、夫が分割納付に応じ、現在も分割納付を継続しているところであります。

2款使用料及び手数料は、医療従事者の住宅使用料、診断書作成手数料等であり、4款県支出金は、県の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補助率は10分の8であります。

7款繰入金は、一般会計繰入金と、国保特別会計繰入金であります。

9款2項2目雑入は、各施設の嘱託医の業務委託料、保険適用外の医療用消耗品等であります。

340ページをお開きください。

実質収入について御説明いたします。

歳入総額 9 億 1 7 2 万 2, 0 0 0 円、歳出総額同じく 9 億 1 7 2 万 2, 0 0 0 円で、歳入歳出差引額は 0 円で、実質収入額も 0 円であります。

次に、財産に関する調書について御説明いたしますので、3 7 4 ページをお開きください。

重要物品のうち、表の左側 7 行目、車両類の決算年度中増減高のうち、増 1 台が市民健康課分であり、上甌診療所の患者送迎用車両を更新したものであります。

次に、表の右側 5 行目、衛生医療機器類の決算年度中増減高のうち、増 7 件、減 3 件が市民健康課分であり、鹿島診療所の超音波断層装置や下甌歯科診療所のデンタル専用 I P スキャナー、上甌診療所の臨床化学自動分析装置などの備品に伴う整備に伴うものであります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）支出のほうの給食に係る材料費とプラス調理の人件費というか、そういうのと合わせると 6 3 5 万円ぐらいになるわけですが、3 3 0 ページの収入は、入院患者食事代自己負担が 4 5 7 万円で、この差額というの、補助というか、そういうものになっているのかどうか、どういうふうになっているのか教えていただけますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）徴収はしておりますけれども、その足りない分というのは、結局市のほうで持ち出しという形になります。

○委員（井上勝博）実費ということは、かかった費用については患者さんに負担してもらっている。しかし、足りない部分が出てくるというのは、それはどういう。

○主幹兼甌島医療グループ長（鞘脇 香）給食費につきましては、定額の金額が決まっております、1 食 3 0 0 円ほどの収入を実費でいただきまして、あとの分を会計のほうから支出ということにさせていただいています。

○委員（井上勝博）入院患者さんの食事代というのは、保険では全く出ないものでしたっけ。ちょっとその辺。

○委員長（福田俊一郎）要するに、実費の金額が違っただけけれども、市が負担するその不足分につい

ては、その原因は何かということ。

答弁は保留で。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）それでは、質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

先ほどの答弁をちょっと保留しておりますので、後ほどまた部長のほうから答弁をお願いします。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

---

△保険年金課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、保険年金課の審査に入ります。

---

△議案第 9 号 決算の認定について（平成 2 9 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止しておりました議案第 9 号決算の認定について（平成 2 9 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題といたします。

保険年金課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）決算附属書は 6 5 ページでございます。

まず、決算額についてでございますが、決算額はごらんのとおりの数字でありますけれども、対前年度から言いますと 0. 7 % の減となったところでございます。

では、施策の概要についてでございますが、1 の国民年金に関することでは、年金受給権を確保するための各種相談及び進達事務のほか、保険料免除制度の周知及びその申請受付・進達、年金制度の広報

事務等を実施したものであります。

めくっていただきまして、66ページ、2番の国民健康保険事業の推進になりますが、国保事業を運営します特別会計に対し、法定及びルール繰り出しとして保険基盤安定負担金や財政安定化支援事業に係る繰出金等を実施したものであります。

次に、3番目の後期高齢者医療事業の推進に関しましては、医療事務の運営に係る事務及び繰出金等の執行を行ったところであります。

さらに、67ページからについては、国民健康保険事業特別会計について記載しており、また71ページからは後期高齢者医療事業特別会計に係る給付等の状況等を記載しておりますが、説明につきましては割愛をさせていただき、審議の中でよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○委員長（福田俊一郎）**引き続き、一般会計歳入歳出決算中、保険年金課分について、当局に補足説明を求めます。

**○保険年金課長（西田光寛）**それでは、平成29年度の保険年金課に係る一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

歳出について御説明いたしますので、決算書の113ページをお開きください。

まず、3款1項4目国民年金費でございます。支出済み額1,881万8,292円で、嘱託員一人分の報酬及び職員二人分の給与費等で、老齢基礎年金等の裁定請求や被保険者異動処理、相談業務などに要した経費でございます。

続きまして、129ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費でございますが、支出済み額11億6,214万9,075円であります。支出の主なものは、嘱託員一人分の報酬及び職員15人分の給与費、国民健康保険事業特別会計への繰出金等でございます。

平成29年度の繰出金につきましては、備考欄の保険基盤安定繰出金から出産育児一時金繰出金までの法定内繰り出し及び国保事業の運営健全化のため、財政支援分としまして2億5,000万円の法定外繰り出しを行っております。

不用額について御説明いたします。28節繰出金のうち、保険基盤安定分の国からの確定通知がくれたもの、出産育児一時金繰出金の実績が見込みを下回ったものが主な理由でございます。

次に、同項7目後期高齢者医療対策費でございますが、支出済み額17億9,135万3,462円で、支出の主なものは、長寿健康診査等委託料、広域連合への負担金及び後期高齢者医療事業特別会計への保険基盤安定繰出金でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に返っていただきまして、31ページをお開きください。

15款1項2目衛生費負担金1節国民健康保険医療助成費負担金は、国民健康保険事業特別会計へ国民健康保険基盤安定負担金として繰り出す経費のうち、国庫負担分の歳入であり、負担率2分の1となっております。

続きまして、33ページをお開きください。

同款2項2目民生費補助金1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課分は、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金で、本交付金は、消費税増税時に国から交付される予定の給付金が年金に加算されて支払われる予定のため、それに係るシステムの改修の準備に係る経費を国が全額負担するものでございます。

続きまして、37ページをお開きください。

同款3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金では、保険年金課分は、国民年金事務費交付金でございます。本事務費は、国において標準的な経費を基準額として定め、それに地域補正係数等を乗じて算出されております。

続きまして、39ページをお開きください。

16款1項2目衛生費負担金2節国民健康保険医療助成費負担金は、国民健康保険基盤安定繰入金に係る県負担分であり、負担率は保険料軽減分が県4分の3、保険者支援分が4分の1となっております。

次に、3節後期高齢者医療助成費負担金は、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金に係る県負担分で、負担率が4分の3となっております。

続きまして、67ページをお開きください。

21款5項4目雑入につきまして、保険年金課分は、備考欄上から5列目でございます。国保連合会から一般会計積立資産返納金を受け入れているほか、後期高齢者医療広域連合制度事業補助金を受け入れておりますが、国県支出金等に該当しないため、雑入で受け入れております。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員から。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、本案に係る審査を一時中止いたします。

---

△議案第109号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第109号決算の認定について（平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算書は303ページになります。

特別会計におきましては、費目が多いことから、基本的に款単位により簡潔に説明させていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

まず、歳出のほうから説明いたしますので、317ページをお開きください。

1款総務費は、支出済み額2,698万3,555円で、国民健康保険被保険者等作成業務委託、国保連合会負担金、納税通知書作成業務委託、国保運営協議会費が主なものでございます。

次の2款保険給付費は、319ページにかけまして、支出済み額82億8,054万4,554円で、療養諸費、高額療養費、葬祭諸費、移送費、出産育児諸費を支出しております。

件数等につきましては、備考欄及び決算附属書の67ページから69ページを御参照ください。

保険給付費に係るそれぞれの不用額につきましては、給付費等の伸びを最大で見積もらざるを得ないことによる執行残でございます。

次に、319ページから321ページにかけまして、3款後期高齢者支援金拠出金、4款前期高齢者納付金等、5款老人保健拠出金、6款介護納付金は、

それぞれの被保険者数が各保険者において異なる、その格差を調整するもので、本市国保保険者としての拠出金等で社会保険診療報酬支払基金へ支払うものでございます。

次の7款共同事業拠出金は、支出済み額30億6,860万817円で、当該拠出金は、高額医療について国及び県内で再調整するもので、その拠出金になります。

なお、レセプト1件80万円以上を対象とする高額医療共同事業と80万円までの全ての医療費を対象とする保険財政共同安定化事業と分かれております。

次の8款保健事業費は、支出済み額1億5,389万7,870円で、1項特定健診保健指導事業費では本土支所保健師業務嘱託員等4人の報酬や特定健診保健指導事業の経費を、2項保険事業費では糖尿病重症化予防事業や人間ドック利用補助金、レセプト点検嘱託員等3人の報酬及びジェネリック医薬品差額通知書事業などを執行したほか、323ページの3項早期介入保健指導事業費では、特定健診の要指導ではない予備軍の者に対し、早くから生活習慣の改善指導を行う早期介入保健指導事業を実施しております。

次の9款基金積立金につきましては、支出済み額14万7,000円で、国民健康保険基金で発生した利息相当額を積み立てたものでございます。

次の11款諸支出金でございますが、支出済み額2億449万9,224円で、1項償還金及び還付加算金のうち、1目一般被保険者保険税還付金、2目退職被保険者等保険税還付金については、国保税の過年度還付金でございます。

3目償還金では、備考欄をごらんください。平成28年度国民健康保険療養給付費等負担金等返還金は、清算による返納金でございます。

次に、2項繰出金につきましては、直営診療所施設勘定への繰り出しと、収納率向上特別対策事業として一般会計へ繰り出したものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、309ページのほうにお戻りください。

初めに、税務課より国民健康保険税の決算状況を説明し、その後、保険年金課関係について御説明いたします。

○税務課長（道場益男）税務課でございます。

国民健康保険税の収納状況につきまして、収納課分も合わせて説明いたします。

決算書は309ページになります。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、収入済み額15億9,557万9,040円です。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、収入済み額3,935万7,057円です。

結果といたしまして、一番上の行になりますけれども、国保全体の収入済み額は16億3,493万6,097円であります。収納率は、現年課税分が91.92%、滞納繰り越し分が15.91%で、全体といたしまして67.05%となっております。

不納欠損額につきましては、一般分と退職分を合計いたしました4,573万8,283円で、件数は3,292件となっております。不納欠損処分の主な理由につきましては、担税力未回復によるものが1,614件、時効によるものが1,513件、ほかは所在不明等であります。

収入未済額は7億5,767万1,899円で、内訳といたしましては、現年度分が1,396人で、歳入還付未済額の5万4,700円を含めました1億3,265万5,079円、滞納繰り越し分が2,357人で、6億2,501万6,820円となっております。

次に、2款使用料及び手数料1項手数料2目1節督促手数料は、収入済み額131万7,000円です。不納欠損額は28万8,000円で、これは本税の不納欠損に伴うものであります。

収入未済額は、歳入還付未済額200円を含めました319万6,450円です。

次に、313ページをお開きください。

11款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、1目一般分及び2目退職分の延滞金で、収入済み額は873万261円です。過料は発生しておりません。

最後に、国民健康保険の加入状況であります、世帯数で1万3,210世帯、被保険者数は2万191人です。加入割合にいたしまして全世帯数の28.62%、全人口の21.10%となっております。

**○保険年金課長（西田光寛）** それでは引き続き、保険年金課から説明いたします。

3款国庫支出金からになります。

まず、1項国庫負担金につきましては、療養給付費、高額医療費、特定健診に係る国の負担分でございます。

311ページをお開きください。

同款2項国庫補助金につきましては、財政調整交付金と国保新制度が平成30年から施行されるための準備事業補助金でございます。

次の4款療養給付費交付金は、支払基金から退職者医療分に係る療養給付費等について交付されるものです。

次に、5款前期高齢者交付金は、国保に加入する前期高齢者の加入者割合に応じ、支払基金から交付されるものでございます。

次に、6款県支出金においては、各事業の県負担分で、高額医療共同事業負担金、財政調整交付金、特定健診等負担金がございます。

7款1項共同事業交付金は、高額な医療費に対し県単位で国保連合会により調整交付されるもので、医療費が月に80万円を超えるものと保険財政共同安定化事業として80万円までの全てのレセプトを対象としたものがあり、交付額はいずれも100分の59相当額が交付されております。

次に、8款1項1目利子及び配当金については、国民健康保険高額療養資金貸付基金の利子収入でございます。

次に、313ページ、9款1項1目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金繰入金の法定内繰入金のほか、国保事業財政支援のための法定外繰り入れを2億5,000万円行っております。

9款2項1目国民健康保険基金繰入金につきましては、前期高齢者納付金の財源として、一部基金を取り崩しをいたしました。

11款3項雑入2目一般被保険者第三者納付金、3目退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等により、国保により治療を受けた場合、その費用を加害者から損害保険金として受け入れるもので、国保連合会に委託しているものでございます。

4目一般被保険者返納金は、調定額120万6,877円、収入額39万4,524円、収入未済額81万2,353円で、収納率32.7%、5目退職被保険者等返納金は、調定額6,370円、収入額

ゼロ円で、収納率ゼロ%でございました。

この返納金につきましては、資格喪失後の受診や負担割合変更に伴う一部負担金の返納で、毎年発生するものであり、その都度納付依頼を行っておりますが、60件分が未済となっており、詳細につきましては、決算資料1、223ページの収入未済額の状況について記載してございます。

また、この返納金につきましては、保険者間の調整ができる分が大半でございますが、本人同意等の手続に時間を要するため、未納が多くなっております。

次の315ページ、6目雑入につきましては、健康づくり栄養教室の参加者負担金や国保連合会積立資産返納金、高額医療費共同事業の平成26年度から平成29年度までの剰余金の臨時交付金、療養費等一部負担金などを受け入れております。

続きまして、325ページをお開きください。

実質収支につきましては、歳入総額138億8,677万2,000円、歳出総額133億5,517万円で、歳入歳出差し引き額5億3,160万1,000円は、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は同額となっております。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。376ページをお開きください。

保険年金課関係では、4基金の特定基金で、国民健康保険基金と、377ページの運用基金で、国民健康保険高額療養資金貸付基金があります。

次に、基金の運用状況について御説明いたしますので、383ページをお開きください。

国民健康保険高額療養資金貸付基金につきましては、平成29年度末基金現在高は2,595万円となっております。当基金は、高額療養費の支給見込み額1万円以上の支払いが困難な国保世帯に対し、支給見込み内で無利子の貸し付けを行うもので、その貸し付け及び償還状況は、表のとおり、31件の貸付金額375万5,519円となっております。

**○委員長（福田俊一郎）**ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

**○委員（井上勝博）**国保の差し押さえ問題というのが全国的にも大きな問題で、県内でも8,443件、およそ19億円の差し押さえがあると。

本市はどういう状況かを教えていただきたいと思

います。

**○収納課長（山口隆雄）**それでは、平成29年度の国保税に係る滞納処分状況を御報告します。

平成29年度は、件数にしまして254件の差し押さえをいたしました。

内容としましては、不動産が20件、動産が3件、それから債権が231件ということです。

差し押さえの総額は9,918万2,000円ほど、滞納額がそれほどになっているということです。

**○委員（井上勝博）**これは、差し押さえたこの9,918万円というのは、決算ではどういうふうに扱うものなんですか。

**○収納課長（山口隆雄）**決算の中では、この差し押さえた額というのは出てきませんけれども、うち、差し押さえて換価したものの、歳入として取れたものが、平成29年度は1,168万2,000円。これが、税、督促、延滞金に充当したということになります。

**○委員（井上勝博）**これは一つの、資産というか何というか、そういうお金なんですか、これはどういうふうに管理するんですか。例えば別会計、何か会計があってやられているのか。どんなふうになっているんですか。

**○収納課長（山口隆雄）**特に別会計とか、そういうことで管理はしておりません。こちらの台帳、またシステム内で管理をしているということになります。

また、債権等は、例えば預貯金などは、差し押さえて、すぐ取り立て、その場でまた差し押さえがもう終了しますので、不動産などにつきましては差し押さえ登記をいたしたりしますけれども、そういう形での管理ということになります。

**○委員（井上勝博）**ちなみに、今、例えば5年前から、金額だけでいいんですけど、差し押さえの金額は手元にありますか。教えていただきたいと思うんですけど。

**○収納課長（山口隆雄）**滞納税額ということでお答えします。差し押さえの対象となった滞納税額です。

平成25年度が1億7,300万円、平成26年度が1億6,500万円、平成27年度が1億9,200万円、平成28年度が1億9,300万円、平成29年度が1億9,400万円ということです。

○委員（井上勝博）これが差し押さえ対象になった滞納額で、実際、差し押さえの金額は、今、わからないということですか。先ほど、9,918万2,000円というのが現在差し押さえている金額になったわけですね。平成29年度は、約1億円差し押さえていますということですね。そうすると、今言われたのは、差し押さえの対象になった滞納額ということですね。ですから、その差し押さえの金額はどうなっているかというのはわからないんですか。

○収納課長（山口隆雄）平成29年度末で、現在、差し押さえ中のものが1億9,400万円、これが現在、平成29年度末で差し押さえ中ということです。

〔発言する者あり〕

○収納課長（山口隆雄）実際、税に充当した額ということですか。入ってきた額と、いわば歳入で受けた額ということでもいいですか。

○委員（井上勝博）先ほど、平成29年度の差し押さえ金額は不動産で201件とか動産で3件、債権231件、合計9,918万2,000円と言われたもんだから、平成29年度は、でも1億9,400万円というふうにおっしゃって、この数字との関係がよくわからないんですが。

○収納課長（山口隆雄）最初に申し上げました平成29年度の差し押さえの状況で、9,900万円と御報告しましたがけれども、滞納処分、差し押さえをして、すぐに取り立てして、その時点でもう差し押さえを終了という形になるものも、結構、債権等があります。なので、この9,900万円というのは、いわば差し押さえた時点での金額でありますので、差し押さえを解除したら、この9,900万円の対象にはなっておりますが、差し押さえ中であるということではないということです。対象額です。

○委員（井上勝博）また詳しくはお聞きしたいと思います。

次、いいですか。

短期証と資格証の交付について、どういうふうにして短期証、そして資格証となっているかということなんですけど、ちょっと文献を見ていたら、厚労省が保険者努力支援制度というのを、採点表というのをつくって、短期証を交付する際は納付相談等の機会を設ける、資格証についても特別な事情の有無を十分確認した上で交付する、差し押さえは実情を

踏まえた上で滞納処分を実施することを基準としているというふうに、それぞれ備考というか、注意というか、そういうことが書かれているようなんですが。

実際のところ、例えば納付相談等の機会を設けるというふうにできて、それから短期証というふうになっているのかどうかというのは、この厚労省の作成した保険者努力支援制度という関係でいったらどういうふうになっているのか、お尋ねしたい。機械的にはやっていないというふうに言えるのかどうか。つまり、滞納したら、もうすぐに短期証というふうになってなくて、まず相談を受けるとかというふうになっているのかどうかということです。

○保険年金課長（西田光寛）もちろん、今、委員がおっしゃったとおり、滞納してすぐ短期証ということではなくて、呼び出し等を行って、相談に乗っていただいた上で判断をしております。

○委員（井上勝博）資格証も、特別な事情の有無を十分確認した上で交付すると。だから、相手との関係で、連絡がとれた場合に資格証というふうになっているのかどうか。これも、どうなんですか。

○保険年金課長（西田光寛）そのとおりでございます。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。  
委員外議員はよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者あり〕

○委員長（福田俊一郎）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論ありませんか。

○委員（井上勝博）国民健康保険税というのが高いということで、今年度から県の単一化という構造的な問題があって、その中で国保税が一般のほかの保険と比べても高いということで単一化が行われたわけで。まだこの決算は単一化される前のことなんですけれども。

やはり今、滞納、差し押さえの金額がかなりの金額に上っていることに見られるように、大変やはり

負担が重いというのが現状です。2億5,000万円の法定外繰り入れをしているにもかかわらず、まだまだ払い切れるような現状ではないということで、反対をいたします。

○委員長（福田俊一郎）次に、本決算の認定に賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）次に、本決算の認定に反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（福田俊一郎）起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

ここで、休憩いたします。再開はおおむね13時10分とします。

~~~~~

午後0時8分休憩

~~~~~

午後1時7分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先ほど市民健康課で保留になっていた分の答弁について、部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○市民福祉部長（上大迫 修）済みません。先ほど市民健康課の審議の際に、井上委員からの質問に答えられなかった点がございましたので、説明をさせていただきますと思います。

まず、説明をするに際しまして、入院時の食事、給食等について、どのような形で算出されているのかというのを、まず1点、触れさせていただきたいと思います。

一般的に入院する際の食事に係る経費については、標準的な大きさというのが定められていまして、これが一般的には506円という形になっています。506円に対しまして本人から徴することができる額というのも、決算書の中で歳入のところで標準負担額というところに出てくるんですけれども、そこ

については、課税世帯等については460円いただけると、もちろん非課税であるとか、減免のところがありますと、それはどんどん下がっていくんですけど、なります。

よって、506円という、ある意味、基準額から、本人から取ることが460円取れますので、その506円との差額の46円分については、我々が入っています共済なら共済、国保なら国保、組合健保なら組合健保が診療報酬の中に加えてお支払いするという形になっているということでございます。

ですから、506円を超えない場合は、本人負担からの差額の分については保険者が払うという形になります。ただ、一般的には各病院等で取れる額、標準負担額というのは決まっていますけれども、いろいろ管理栄養士を雇ったりとか食材等も含めてですので、506円を超える場合については、その実際の医療機関の運営者である、私ども直営診療でいえば、市のほうが何らかの形で補填をしているということになっているところでございます。

実際に決算書のほうで説明させていただきますと、今申し上げました本人から受け取る額については、330ページにあるんですけども、本人から受け取っている額は、委員が発言の中で御指摘ありましたとおり、330ページの1款1項6目の標準負担金というところになります。330ページ、1款1項5目ですね。ここに標準負担金とあるのは、これは患者さんから取る460円掛ける何食分という形に考えていただければと思います。先ほど、差額の46円が入ってくる部分は、1款1項1目の診療報酬の中に入ってきているということになっております。

今度は歳出のほうなんですけれども、実際、直営診療のほうでは、336ページにあるんですが、調理をするに当たりましては、食材費と調理の労務と光熱費等がかかりますけど、1款1項1目の一般管理費の診療所調理嘱託員5人及び主任嘱託員というのがございますので、ここに660万円でございますとか189万円とかいったのが、これが労務といいいますか、調理に係るお金がかかっているということになります。

さらに、めくっていただきまして、338ページの中段の給食費のところの1目給食総務費、2の給食用材料費の、ここの額等が実際にかかっている食材と調理に伴うような光熱費等がここに入ってます

ので、入りのほうは報酬と標準負担金、出のほうは実際の人件費のほうと食材の関係という形になっていますので、バランスとしては、ある意味、とれていいます。ただ、46円を上回ってお金が不足する分については、一般会計からの繰出金の中に溶け込んでいるというふうに御理解いただく形になろうかというふうに思います。

委員の質問にちょっと角度を変えての回答とさせていただきますましたが、流れとしてはそのような形になっております。

△議案第112号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎） それでは、議案第112号決算の認定について（平成29年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛） それでは、平成29年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算書のほう、360ページからになります。

歳出について御説明いたしますので、366ページをお開きください。

1款2項徴収費は、支出総額15万6,091円で、保険料徴収事務に係る経費でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出総額11億8,927万4,903円で、これは広域連合への保険料等の納付金で、徴収した保険料と保険基盤安定分をあわせて納付するものでございます。

4款1項1目保険料還付金は、支出総額219万2,800円で、これは過年度保険料について所得更正等による被保険者への還付金でございます。

不用額は、昨年、国でシステム誤りにより更正が数回あったため、見込額を多く見積もりましたが、件数が結果として少なかったため、不用となったものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。前に返っていただき、364ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料は、被保険者からの保険料で、収入済額7億8,159万5,100円

でございます。

平成29年度の収納状況についてですが、後期高齢者医療保険料には、年金天引きによる特別徴収と、その他の普通徴収がございます。

特別徴収につきまして、現年度分は、調定額5億2,321万6,300円、収入済額が5億2,350万6,400円で、還付未済額が29万100円あり、収納率100%でございます。

普通徴収につきましては、現年分が調定額2億5,967万1,300円、収入済額2億5,405万3,400円、うち8,900円が還付未済額でございます。差引収入未済額562万6,800円で、収納率97.8%となっております。

過年度分が調定額970万9,000円、収入済額403万5,300円、不納欠損額25万6,500円、収入未済額541万7,200円で、収納率が41.6%、普通徴収全体で95.8%となっております。

不納欠損額25万6,500円は、保険料の時効成立2年が経過することから、不納欠損処分いたしました。時効成立事由としまして、本人死亡によるものが4件の11万300円、納入困難者の分が2件の14万6,200円となっております。

過年度分まで含めました収入未済額が総体で1,104万4,000円で、収納対策としまして、臨戸や電話、確約書等による時効中断を行うなど、収納向上に努めております。今後においても、口座振替の推進や、年金支給月を中心に徴収計画を立てるなど、収納率向上を図っていくこととしております。

なお、還付未済の説明をしましたが、死亡等の理由により保険料を還付する必要があるが、法定相続人と御遺族の口座等の確認に時間を要するため、今年度末をめどに処理を行う予定としておるところでございます。

続きまして、2款使用料及び手数料につきましては、保険料に係る督促手数料で、調定額19万3,300円、収入済額は13万4,600円、うち400円が還付未済額となっております。保険料同様、2,300円を不納欠損処分しており、収納率は69.6%となっております。

次に、4款1項一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金で、低所得者に係る保険料軽減

分であり、公費で補填するものでございます。

次に、6款諸収入2項1目保険料還付金は、保険料の還付金について広域連合からの返還を受け、被保険者へ返すものでございます。

次に、368ページをお開きください。

実質収支に関する調書についてでございます。歳入総額11億9,586万5,000円に対しまして、歳出総額11億9,162万4,000円で、歳入歳出差引額は424万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は同額となっております。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）附属資料の71ページですが、被保険者数が平成28年度から平成29年度にかけて若干減っているわけですね。しかしながら、平成28年度から平成29年度の保険料の徴収状況では7億4,207万6,600円から、7億8,288万7,600円と、4,000万円近くふえているわけですね。これは所得割5割軽減の方が2割になるとか、9割軽減が7割軽減になるとかいう反映なのかどうか、そこを教えてください。

○保険年金課長（西田光寛）今、委員が御説明いただいたとおり、軽減の判定の見直しが行われたための影響額でございます。

○委員（井上勝博）この平成29年度の短期証等の交付状況と、年度末の、それから差し押さえというのはやられているかどうかも教えてください。

○保険年金課長（西田光寛）7月末の同時期の数値でよろしいでしょうか、短期証の数値は。

○委員長（福田俊一郎）手元にある数字で答えてもらえば。

○保険年金課長（西田光寛）よろしいですか。7月末の現在でよろしいですか。平成29年7月末現在の短期証が19件でございます。本年度の数値が18件でございます。後期高齢のほうでは資格者証の発行はしておりません。差し押さえのほうも行っておりません。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。委員外議員、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）後期高齢者は、そもそもが年齢で区切って、2年ごとに高齢化で医療費が上がるごとに引き上がるという仕組みになっているので、そもそも構造的な問題で反対してきたわけですが、今回の場合は、軽減措置が5割軽減が2割になり、9割軽減が7割になったという影響が4,000万円も出ているということで反対いたします。

○委員長（福田俊一郎）次に、本決算の認定に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）次に、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）これで討論を終わります。採決します。採決は起立により行います。

本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（福田俊一郎）起立多数であります。

よって、本決算は認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、保険年金課を終わります。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、障害・社会福祉課の審査を行います。

△議案第99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止しておりました議案第99号決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題といたします。

まず、障害・社会福祉課関係の決算の概要について部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）では、お手元に決算附属書を準備いただきまして、72ページをお願いいたします。

まず、上段のほうに決算の概要を示しておりますが、決算額につきましては、対前年度13.8%の減になったところであります。

次に、施策の関係でございますが、1の市民相談に関することでは、これは本年4月に組織再編により消費生活を含む市民相談、生活困窮対策、虐待等の相談、成年後見人の支援業務等を保護課、子育て支援課、高齢・介護福祉課からそれぞれ移管し、ワンストップでの対応を現在図っているところでございます。

2番目に、共に支え合う地域福祉社会の形成事業においては、避難行動要支援者避難支援等制度として、名簿登録及び個別支援計画の策定を推進し、その情報共有を図ったほか、地域内の社会福祉法人の運営指導、高齢者等の権利擁護、臨時福祉給付金等の業務を実施いたしました。

次に、右側、73ページとなりますが、3の一般障害者自立支援事業では、重度障害者及び障害児に対する福祉タクシー等料金助成事業を、4番の障害者（児）自立支援事業では、施設入所及び療養介護や生活介護等に係る給付を初め、訓練、就労等を含む各種の支援事業を実施。

めくっていただきまして、75ページになります。

5番の重度心身障害者医療費助成事業及び6番の特別障害者手当等給付事業では、医療費、障害者手当等の給付を実施。7番目の障害者の自立支援の充実では、自立に向けた社会参加支援、生活用具給付、移動支援等の業務を展開しております。

さらにめくっていただきまして、76ページであります。8番目の障害児の発達支援では、児童発達支援センターつくし園、心身障害児通園事業、放課後等デイサービス事業等の事業を運営しております。

このほか、77ページになりますが、9番の小児慢性特定疾患児の日常生活用具給付の支援及び10番の隣保館の管理・運営、11番の女性・家庭児童相談事業となりますが、めくっていただきまして、78ページ、12番の災害援助援護対策では、小災害等に対する応急的な救護を実施したところであります。

なお、平成30年度から介護保険事業に関しまして、下段にあります成年後見制度利用支援事業等については、高齢・介護福祉課から移管をし、現在、業務に当たっているところでございます。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、障害・社会福祉課分について当局の補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）それでは、平成29年度決算の歳出について御説明いたしますので、歳入歳出決算書の95ページをお開きください。

2款1項12目市民相談交通防犯費のうち、障害・社会福祉課の支出額につきましては、370万4,251円でございます。

課の所管事務の変更に伴い、保護課から移管されたもので、備考欄の中ほどから少し下の米印の障害・社会福祉課分でございますが、消費生活相談員1名の報酬及び無料法律相談業務等の委託料でございます。

1節50万円以上の不用額はございませんでした。続きまして、107ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、障害・社会福祉課分の支出額は4億9,237万7,595円でございます。

備考欄をごらんください。事項、社会福祉管理運営費の主なものにつきましては、社会福祉事務嘱託員等の報酬、職員24人分の給与費、社会福祉協議会運営補助金等でございます。

次に、事項、社会福祉施設管理費につきましては、甌地域の4社会福祉施設の管理費及びふれあいドーム隣接地のり面防護柵設置工事を行ったものでございます。

次に、109ページをお開きください。

事項、臨時福祉給付金給付事業費につきましては、平成28年度12月補正の繰り越し分の経済対策分として実施したものでございまして、嘱託員3人の報酬及び交付した給付金並びに実績に伴う精算返納金が主なものでございます。

中ほどをごらんください。事項の生活困窮者自立支援事業費でございます。課の所管事務の変更に伴い、これも保護課のほうから移管されてきたものでございまして、主なものは相談支援員及び就学・子育て支援員4人の嘱託員の報酬、生活困窮者自立相

談支援事業業務委託等でございます。

同目１節５０万円以上の不用額がございましたので、説明いたします。

１０７ページにお戻りください。

１節報酬、３節職員手当等、７節賃金、１１節需用費、１２節役務費、１３節委託料、１９節の負担金補助及び交付金につきましては、繰越事業分の臨時福祉給付金給付事業に係るものでございまして、平成３１年１０月実施予定の年金生活者等支援に係る給付金事業の前倒し支給が想定され、減額しないようにということで、国・県のほうから指示がありましたが、実施されなかったために、それが執行残となったものでございます。

２０節の扶助費につきましては、生活困窮者自立支援事業のうち、住宅確保給付事業に係るもので、３カ月分の家賃補助について１５世帯ほど見込んでおりましたが、実績につきましては１件にとどまったためでございます。

次に、１０９ページの中ほどから下のほうになりますが、３款１項２目身体障害者等福祉費の支出額につきましては、３１億８,９１７万８,７６３円でございます。

予備費支出及び流用増減の欄に記載の金額１,２８２万２,０００円につきましては、不用額が見込まれた扶助費から地方改善対策費の償還金利子及び割引料へ目間流用をしたものでございます。

これにつきましては、平成２９年４月に無償貸し付けの財産処分を行った冷水、永田の隣保館には、平成２１年度地域活性化経済危機対策臨時交付金で設置したエレベーターがございまして、設置後７年であったため、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準に照らし、国庫納付に関する条件を付さずに承認が受けられないかということで、年度末まで県を通じて国と協議を行ってまいりましたが、結果的に包括承認事項には該当せずとの回答がありまして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき返還を求められ、納付期限が发出から２０日以内と設定してあったため、補正するいとまがなく、予算流用で対応したものでございます。

支出の主なものについて説明しますので、備考欄をごらんください。

事項、一般障害者自立支援事業費は、職員７人分

の給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料等でございます。

次に、事項、障害者（児）自立支援事業費につきましては、障害者認定審査会委員１５人、１１１ページをお開きください。嘱託医一人、障害認定訪問調査相談業務嘱託員３人の報酬、施設入所支援等補助事業扶助費等でございます。

次に、事項、重度心身障害者医療費助成事業費は、行政事務嘱託員３人の報酬と、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの重度の障害がある方への医療費助成が主なものでございます。

次に、事項、特別障害者手当等給付事業費は、嘱託医二人の報酬及び特別障害者手当等でございます。

次に、事項、地域生活支援事業費は、手話通訳業務嘱託員一人の報酬、地域活動支援センター事業業務委託外７件の委託料、日中一時支援事業等補助事業扶助費等でございます。

次に、障害児通所支援事業費は、１１３ページをお開きください。児童発達支援センター指定管理料、放課後等デイサービス等補助事業扶助費等でございます。

同目１節の５０万円以上の不用額について説明いたしますので、１０９ページにお戻りください。

１節報酬につきましては、障害認定訪問調査相談業務嘱託員一人の退職があり、雇用までの空白期間があったため、不用額が生じております。

１２節役務費につきましては、自立支援給付費の審査支払手数料に伴う執行残が主なものでございます。

１９節負担金補助及び交付金につきましては、地域生活支援事業で予定していた障害者の成年後見制度利用支援助成金の執行残が主なものでございます。

１１１ページをお開きください。

２０節扶助費は、障害者（児）自立支援事業自立支援給付費及び重度心身障害者医療費助成費、特別障害者手当等給付費、心身障害児通園事業の執行残が主なものでございます。

次に、１１３ページをお開きください。

３款１項３目地方改善対策費の支出額は、２,１７４万２,７４４円でございます。予備費支出及び流用増減額の欄に記載の金額については、先ほど説明したとおりでございます。

支出の主なものについて説明いたしますので、備

考欄をごらんください。

事項、隣保館管理運営費では、隣保館長等二人の報酬、入来会館教養講座講師謝金、入来会館浄化槽維持管理業務委託外7件の委託料及び国庫支出金等精算返納金が主なものでございます。

1節50万円以上の不用額はございませんでした。次に、119ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費のうち、障害・社会福祉課分の支出額は1,002万9,787円でございます。課の所管事務の変更に伴い、子育て支援課から移管されたものでございます。

支出の主なものについては、備考欄をごらんください。

事項、女性・家庭児童相談費の主なものにつきましては、女性・家庭生活支援相談員4人の報酬、婦人相談及び児童相談管理システム運用保守委託料等でございます。

1節50万円以上の不用額はございませんでした。次に、123ページをお開きください。

3款5項1目災害救助費のうち、障害・社会福祉課分の支出額は51万3,762円です。

支出の主なものについて説明いたしますので、備考欄のほうをごらんください。

災害救助費の主なものにつきましては、火災による見舞金、弔慰金等でございます。見舞金対象の火災が3件、そのうち2件で3名の方がお亡くなりになり、弔慰金のほうも支出しているところでございます。

同目の1節50万円以上の不用額及び未執行分について説明いたします。

未執行につきましては、11節の需用費及び14節の使用料及び賃借料でございます。消耗品等につきましては、補充の必要がなかったこと、それから使用料等につきましては、被災者用の住宅借り上げの要請がなく、執行の必要がなかったために、未執行となっております。

20節の扶助費の不用額については、災害弔慰金及び見舞金の執行残でございます。

なお、以上説明した歳出執行に当たって、50万円以上の節間の予算の流用の状況について説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧をごらんください。

本課の50万円以上の節間流用につきましては、1ページの12番の1件でございます。川内福祉作業所へ貸し付けている敷地の一部が陥没したため、作業所と協議し、雨水によるものなのか、地下水等の浸食などによるものなのか、市の管理する土地であることから、原因究明のため、急ぎ市で調査することとし、掘削、埋め戻しに要する工事請負費が不足したため、事項、重度心身障害者医療費助成費の扶助費から同目、事項、一般障害者自立支援事業費の工事請負費に59万2,000円を予算流用し、執行したものでございます。

続いて、決算の歳入について説明いたしますので、15ページをお開きください。

13款2項1目1節社会福祉費負担金につきましては、心身障害者扶養共済掛金でございます。

次に、17ページをお開きください。

14款1項2目1節民生使用料のうち、障害・社会福祉課分につきましては、サン・アビリティーズ川内使用料及び児童発達支援センターつくし園の利用料等でございます。

収入未済額に記載してあります1万3,800円につきましては、つくし園の利用料、お一人の方の3カ月分で、これにつきましてはもう全額収納済みでございます。

次に、29ページをお開きください。

15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、障害者自立支援給付費等負担金等でございます。

同じく3節児童福祉費負担金の障害・社会福祉課分につきましては、31ページをお開きください。児童発達支援センター給付費負担金でございます。

同じく7節生活困窮者自立支援事業費負担金につきましては、課の所管事務の変更に伴い本課の所管になったもので、負担金につきましては、必須事業であります自立支援相談事業及び住居確保給付金支給に対するものでございます。

次に、33ページをお開きください。

15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、障害・社会福祉課分につきましては、繰越事業の臨時福祉給付金給付事業費補助金及び地域生活支援事業補助金及び課の所管事務の変更に伴い本課の所管となった児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金でございます。

同じく 6 節生活困窮者自立支援事業費補助金につきましては、保護課から本課の所管となったもので、任意事業であります家計相談支援事業、学習支援事業に対するものでございます。

次に、37 ページをお開きください。

15 款 3 項 2 目 1 節社会福祉費委託金のうち、障害・社会福祉課分につきましては、特別児童扶養手当事務委託金でございます。

次に、16 款 1 項 1 目 1 節社会福祉費負担金は、障害者自立支援医療費負担金及び障害者自立支援給付費等負担金でございます。

39 ページをお開きください。

3 節児童福祉費負担金のうち、障害・社会福祉課分は児童発達支援センター等給付費負担金でございます。

次に、16 款 1 項 2 目 1 節社会福祉費補助金は、41 ページをお開きください。重度心身障害者医療費助成事業費補助金及び地域生活支援事業費補助金等でございます。

次に、49 ページをお開きください。

16 款 3 項 2 目 1 節社会福祉費委託金のうち、障害・社会福祉課分につきましては、権限移譲事務委託金等でございます。

次に、51 ページをお開きください。

17 款 1 項 1 目 1 節土地建物貸付収入のうち、障害・社会福祉課分は、中ほどからやや下のほうにございます福祉作業所分貸地料でございます。

次に、55 ページをお開きください。

2 目 1 節利子及び配当金のうち、障害・社会福祉課分は、上から 4 行目のり災救助基金利子収入でございます。

次に、59 ページをお開きください。

19 款 1 項 3 目 1 節り災救助基金繰入金につきましては、災害り災者援護措置要綱等に基づく火災見舞金のほか、災害救助事務等に伴う必要経費分を繰り入れたものでございます。

次に、61 ページをお開きください。

21 款 3 項 1 目 7 節地震災害援護資金貸付金元金収入につきましては、滞納者 14 人のうち、6 人分の償還金でございます。平成 29 年度中に 2 名の方が完済されております。収入未済額は 322 万 1,000 円でございます。

次に、67 ページをお開きください。

21 款 5 項 4 目 1 節雑入のうち、障害・社会福祉課分は、備考欄中ほどですが、重度心身障害者医療高額介護合算療養費返納金及び児童発達支援センターつくし園の給食費等が主なものでございます。

収入未済に記載してございます金額のうち、給食費については収納済みとなっておりますが、重度心身障害者医療高額介護合算療養費返納金、臨時福祉給付金の返納金の合計 3 万 8,275 円は、いまだ、まだ収納できていないところでございます。

次に、財産に関する調書について説明をいたしますので、決算書の 369 ページをごらんください。

公有財産（1）土地及び建物のうち、行政財産、公共用財産、社会福祉施設の欄の土地・建物の欄のうち、土地及び建物の木造の増減欄に記載の数字につきましては、児童発達支援センターつくし園の譲渡事務の中で土地の分筆の必要があったこと及び土地・建物の再調査を行った結果、従来計上していた土地・建物の面積を修正する必要がある、土地については 1 万 855 平米を減とし、修正後、1 万 836 平米の増として記載をしたところでございます。

同様に、木造延べ面積につきましても、331.24 平米を減とし、修正後の面積を 331.22 平米として増の欄に記載してございます。

また、非木造の延べ面積、決算年度中の減の分、1,104.03 平米につきましては、平成 29 年 4 月に無償貸し付けの財産処分を行いました冷水、永田、杉ノ角会館の分でございますして、減となった部分につきましては、普通財産の増として 1,663.74 平米の一部として計上されているものでございます。

次に、決算書の 370 ページをお開きください。

（4）の物件の行政財産の温泉権につきまして、総合福祉会館に 1 カ所持しているところでございますが、現在は使用されておられません。

次に、375 ページをお開きください。

3 の債権でございますが、一番下の地震災害援護資金貸付金につきましては、決算書で説明したとおりでございます。

次に、376 ページをお開きください。

4 の基金でございますが、中ほどのり災救助基金でございます。中身につきましては、決算書で説明したとおりでございます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）障害者の入浴サービスは下甌でもできてるんですか。

○委員長（福田俊一郎）決算書のどこでしょう。決算書の中で示していただければ。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）障害者の分での入浴サービスのほうはないということで開催しております。

○委員（井上勝博）実は最近ちょっとある方のお宅に行ったときに、重度の障害を持った方がいて、もう生まれたときから障害を持っていたので、ずっと御両親が見てたんですけども、御両親がやっぱり年をとってくると、入浴というのがだんだん負担が重くなってきているということを聞いたもんですから、下甌ではそういうサービスがあったのかどうか、今、確認したわけですけど。今、甌島関係の障害者のサービスというのは、やはり、こちらと比べればおけているという現状があるんでしょうか。

○委員長（福田俊一郎）所管事務の質問ですか。（発言する者あり）決算の審査ですので、決算に関連したものであれば御質問いただければいいと思うんですが。

○委員（井上勝博）決算の数字的なことではないけれども……。

〔「そんなこと言ったら切りがなかろう」と呼ぶ者あり〕

○委員（井上勝博）そんなことないでしょう。（発言する者あり）そんなことないでしょう。いやいや、それはでも全般的に……。

○委員長（福田俊一郎）決算審査ですので、補正予算を審査する委員会とかであれば、所管事務調査をしていただくんですけども、もう済みますので、きょうの日程では決算審査ということで決算にかかわる質疑をお願いしているところです。

○委員（井上勝博）わかりました。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

○委員（井上勝博）ここで言うのかどうかわかりませんが、障害者の障害者自立支援のサービスが、65歳以上になると介護保険のほうに入っていくという制度というのは、もうこの年度から始まってい

るんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）65歳以上に達した場合は介護保険が優先という形で、不足する分について必要があれば、障害福祉サービスのほうで補填するという形をとっているところです。

○委員（井上勝博）今まで障害者自立支援サービスを受けていたけど、65歳以上になると介護に移るという方々が大体年間何人ぐらいずつ、そういう方々が出てくるんでしょうか。

○主幹兼障害福祉グループ長（吉永義郎）65歳になられて障害サービスから介護保険になるという具体的な数値は押さえておりませんが、本来、65歳になられても障害サービスはそのまま継続して使ってもらっています。ただ、何かの理由で障害施設から特別養護老人ホーム的なものに移りたいとか、そういったときになった場合には介護保険のサービスという形になります。

そして、いろいろな補装具の申請とか、いろんなそういった形についても、65歳以上になられると介護を優先してもらおうというのがありますけれども、今現在、ここで具体的にその移行した数値というのは今押さえていません。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。委員外議員はいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、高齢・介護福祉課の審査を行います。

それでは、高齢・介護福祉課関係の決算の概要について部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）決算附属書を願います。

79ページの上段になりますが、高齢・介護福祉課の決算額については、対前年比で1.3%程度増額となったところであります。

引き続きまして、施策の関係であります。1番目の高齢者健康づくりの促進の関係では、敬老金等の支給のほか、はり・きゅう・マッサージ等の施術

料助成、高齢者クラブ活動の支援のほか、屋内ゲートボール場等の管理を実施いたしました。

めくっていただきまして、80ページの上段、2ですが、高齢者の日常生活支援では、訪問給食、ショートステイ等の支援のほか、日常生活用具の給付、福祉電話、緊急通報システム等の貸与等を実施しております。

次に、3番、4番になりますが、3の在宅介護者の支援では、ねたきり老人介護手当、家族介護用品支給を、4番の養護老人ホーム入所措置では、居宅で養護を受けられない方の施設入所の措置を、右側、81ページになりますが、5の介護保険事業の推進では、介護保険利用者負担軽減対策のほか、介護保険事業特別会計への繰出金の執行を、6番目になります、養護老人ホーム運営事業及び7番の特別養護老人ホーム運営事業では、社会福祉協議会に対する施設運営の委託等を実施いたしました。

めくっていただきまして、8番目になります。上段、要介護認定・審査事務については、認定に係る事務を実施したところであります。なお、認定期間の延長に伴い、変更に係る要介護の認定申請については横ばい、訪問調査及び認定審査の件数が微減したところでございます。

中段の9番の労働者の就労促進においては、シルバー人材センターへの活動助成を実施いたしております。

なお、83ページからは介護保険事業特別会計の概要を記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、高齢・介護福祉課分について当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、一般会計の歳出について御説明いたしますので、決算書の113ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費については、支出済額2億4,380万2,336円で、主な支出は備考欄をごらんください。

まず、老人福祉管理運営費の主なものは、職員6人分の給与費、敬老金、次の115ページになりますが、高齢者クラブ補助金、はり・きゅう・マッサージ等施術料助成などで、次の老人福祉施設管理費では、生活支援ハウス等の指定管理料や鹿島生活

支援ハウス外壁改修工事等、次の高齢者生活支援事業費では、高齢者訪問給食サービス事業費委託など、次の在宅介護者支援事業では、ねたきり老人介護手当及び家族介護用品支給事業が主なものになります。

なお、不用額の大きなものとしましては、13節の委託料の不用額になりますが、訪問給食サービス事業が見込みを下回ったもので、20節扶助費の不用額は、はり・きゅう・マッサージ施術料助成や家族介護用品支給事業の利用実績が見込みを下回ったことによる不用額が主なものになります。

次に、3款2項2目老人措置費につきましては、支出済額4億7,140万2,602円で、養護老人ホームの入所者に係る措置費になり、不用額は入所措置実績が見込みを下回ったものになります。

次に、同項3目介護保険対策費については、支出済額14億307万9,331円で、主な支出につきましては、備考欄に記載のとおり、職員14名分の給与費及び、あけていただき117ページになりますが、介護保険事業特別会計繰出金が主なものです。

なお、不用額の大きなものとしましては、28節繰出金で、当初予算において特別会計の給付費の伸びを最大で見積もっているため、不用額が生じたものです。

次に、同項4目養護老人ホーム費については、支出済額3,328万5,370円で、主な支出は、養護老人ホーム甌島敬老園へ派遣した職員1名分の給与費及び指定管理料になります。

次に、同項5目特別養護老人ホーム費については、支出済額354万6,180円で、主な支出は、特老鹿島園の給水ユニットの修繕など設備の修繕費や、スチームコンベクションオープンの備品購入費になります。

次に、同項6目介護認定審査費については、支出済額8,942万6,038円で、主な支出は、介護認定審査会委員60人分及び介護認定訪問調査業務嘱託員15人分の報酬、要介護調査委託料などになります。

次に、137ページをお開きください。

5款1項1目労働諸費では、支出済額4,004万9,419円のうち、高齢・介護福祉課分は、備考欄に記載のとおり、労働者福祉対策費のシルバー人材センター事業補助金2,462万円になります。

次に、203ページをお開きください。

下段になりますが、11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費では、支出済額2,235万6,232円のうち、高齢・介護福祉課分は、あけていただきまして205ページの備考欄になりますが、下甌生活支援ハウス空調設備取替工事762万7,000円になります。

なお、以上説明しました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応しました状況について御説明いたします。別冊議会資料の50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

議会資料の2ページをごらんいただき、本課の一般会計分は15番になります。

これは鹿島生活支援ハウスの外壁改修工事において、コンクリートカットや樹脂注入の箇所等、工事内容に変更が生じたため、事項、老人福祉管理運営費の委託料から、事項、老人福祉施設管理費の工事請負費に74万3,000円、予算流用し、執行したものであります。

以上が50万円以上の節間流用の対応状況であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、決算書の15ページをお開きください。

13款2項1目民生費負担金、2節老人福祉費負担金は、備考欄に記載のとおり、養護老人ホームの入所者負担金である老人福祉費負担金が主なものになります。

なお、収入未済額については、過年度1名分の未収入であり、現在、分納誓約に基づき分割納入中になります。

次に、17ページをお開きください。

14款1項2目民生使用料、1節民生使用料中、高齢・介護福祉課分につきましては、備考欄に記載のとおり、屋内ゲートボール場施設使用料などが主なものになります。

次に、29ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、2節老人福祉費負担金は、低所得者介護保険料軽減負担金で、国の負担率は2分の1です。

次に、33ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金、5節介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る補助金で、国の補助は人口規模による定額補助になります。

次に、37ページをお開きください。

下段になりますが、16款1項1目民生費負担金、2節老人福祉費負担金は、次のページにまたがっておりますが、低所得者介護保険料軽減負担金で、県の負担率は4分の1になります。

次に、41ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金、2節老人福祉費補助金は、会員数30人以上の高齢者クラブを対象とした運営費補助金で、補助率は3分の2になります。

1段飛ばしまして、6節介護保険事業費補助金は、介護保険利用者負担対策事業費補助金で、補助率は4分の3になります。

次に、53ページをお開きください。

17款1項2目利子及び配当金の高齢・介護福祉課分は、55ページの備考欄の上段側に記載の90円で、介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の利子収入になります。

次に、61ページをお開きください。

21款3項1目貸付金元利収入、37節特別養護老人ホーム整備資金貸付金収入は、特別養護老人ホーム寿里園への貸付金に対する償還金収入です。

次に、63ページをお開きください。

21款5項4目雑入の高齢・介護福祉課分につきましては、67ページの下段から69ページにまたがっておりますが、備考欄に記載のとおり、養護老人ホーム甌島敬老園への派遣職員1名分に係る人件費分の収入や、生活支援ハウス入居者利用料などが主なものになります。

次に、財産に関する調書について御説明申し上げます。

374ページをお開きください。

2の重要物品現在高調ですが、高齢・介護福祉課分は表の右側で中段あたりにあります厨房機器類の増4件のうち1件で、特別養護老人ホーム鹿島園にスチームコンベクションオーブンを購入したのになります。

次に、375ページをお開きください。

3の債権についてですが、高齢・介護福祉課関係では、3行目の寿里苑運営資金貸付金になります。当該債権については、合併前の里村において特別養護老人ホーム運営資金として無利子の貸付を行ったもので、平成29年度、150万円が償還され、年度末残高は2,250万円となっております。

次に、376ページをお開きください。

4の基金ですが、高齢・介護福祉課分は、特定基金として、一番下に記載のある介護給付費準備基金で、年度中に2億332万8,000円を積み立て、年度末の残高は5億9,637万6,000円となっております。

次に、基金の運用状況について御説明いたしますので、384ページをお開きください。

6、介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金については、平成29年度末の残高は1,200万円となっており、平成29年度中の貸付実績はありませんでした。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）決算書の116ページですが、養護老人ホームの入所の見込が下回ったために299万円が不用になったと。今、養護老人ホームというのは、見込みよりも不用になったということは、あきがあるって、そういうふうに解釈していいんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）市内の3施設につきましては満床状態です。この養護老人ホームの場合は、市民の方が市外の施設にも入られることが多々ありますので、その分、余裕を持った予算措置をさせていただきながらの執行残、不用額になります。

○委員（井上勝博）ちなみに、養護老人ホームの待機者というのはどのくらいですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）特別養護老人ホーム等については把握してはるんですが、養護老人ホームについては待機者の数ということでは把握していません。

○委員（井上勝博）以前は大体3カ月ぐらいすれば、あきができましたよって連絡がある場合が多くて、比較的、3カ月ぐらい待っていれば大丈夫かなというふうに思っていたんですが、そういう意味では、現状どのくらい待てば入れるという感じなんですかね。そこもわかんないですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）申しわけございません。その施設その施設でやっぱり状況が違いますので、どの程度待てばということが相場感的に発言はちょっとできないところです。

○委員（井上勝博）ただ、利用したいという方が出た場合に、その方にちょっとまだ満室なのではないかと説明されて、どのくらい待てばいいのって言われたときに、わかりませんということに今なっているということなんですか。今わからないということだけなんですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）申請者の方にも、どのくらい待てば入所できますよというような話はしてございません。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。委員外議員はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。ここで、本案に係る審査を一時中止いたします。

△議案第111号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第111号決算の認定について（平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まずは、歳出について御説明いたしますので、決算書の351ページをお開きください。

まず、1款保険給付費は、支出済額93億7,138万8,608円で、居宅や施設における介護サービス給付費や高額給付費、介護予防サービスに係る給付費になります。

なお、不用額が多額となっておりますが、介護給付費の伸びを最大で見積もらざるを得ないことによる不用額でございます。

次に、353ページをお開きください。

3款2項2目総合相談事業費は、支出済額4,698万9,636円で、主な支出は、市内12カ所の在宅介護支援センター総合相談業務委託料及び介護予防普及業務委託料になります。

なお、不用額の大きなものとしましては、13節

の委託料になりますが、これは在宅介護支援センター介護予防普及業務委託料の実績に伴う不用額になります。

次に、同項5目任意事業費は支出済額1,297万8,831円で、主な支出は、介護給付費適正化業務嘱託員4名の報酬のほか、家族介護者の会運営事務委託になります。

次に、同項7目包括的支援事業一般管理費は、支出済額1億3,075万4,457円で、主な支出は、職員5名分の給与費や地域包括支援センター運営事業委託になります。

なお、不用額の大きなものとしましては、13節委託料になりますが、地域包括支援センター運営事業委託等の実績に基づく不用額になります。

次に、同項8目在宅医療・介護連携推進事業費は、支出済額2,244万1,757円で、川内市医師会、薩摩郡医師会及び薩摩川内市歯科医師会に委託しております在宅医療支援センター業務委託になります。

次に、同項9目生活支援体制整備事業費は、支出済額298万262円で、主な支出は生活支援コーディネーター嘱託員1名分の報酬等になります。

次に、355ページをお開きください。

同項10目認知症総合支援事業費は、支出済額1,450万1,541円で、主な支出は、嘱託員4名分の報酬及び認知症カフェ業務委託等になります。

次に、3款3項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、支出済額1億3,802万4,783円で、主な支出は、要支援1・2及び総合事業対象者に係る訪問・通所サービスの事業費になり、不用額については、サービス費を最大で見積もらざるを得ないことによる不用額になります。

次に、同項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、支出済額2,797万2,464円で、主な支出は、先ほど説明しました介護予防・生活支援サービスに係るケアプランの作成費になり、不用額については、ケアプラン作成件数を最大で見積もらざるを得ないことによる不用額です。

次に、同項3目高額介護予防サービス費相当事業費は、支出済額32万6,603円で、総合事業対象者の医療と介護の自己負担が一定額を超えた場合の負担金支給になります。

次に、3款4項1目一般介護予防事業費は、支出

済額2億2,966万9,602円で、主な支出は、嘱託員2名分の報酬のほか、市社会福祉協議会への地域づくり事業業務委託や介護予防総合通所型事業、通称ミニデイなど、介護予防事業等になります。

なお、不用額の大きなものとしましては13節委託料になりますが、これは19の事業所に委託しているミニデイ事業や地域づくり事業業務委託の実績に基づく不用額になります。

次に、357ページをお開きください。

同款5項1目審査支払手数料については、支出済額83万29円で、国民健康保険団体連合会に支払う総合事業対象者分の手数料になり、不用額については、審査件数を最大で見積もらざるを得ないことによる不用額になります。

次に、4款1項1目介護給付費準備基金積立金については、支出済額2億332万8,000円で、平成30年度以降の介護給付費増加等に備え、積み立てたものです。

次に、6款1項償還金及び還付加算金については、支出済額1億7,594万2,506円で、1目第1号被保険者保険料還付金は、第1号被保険者の介護保険料の過誤納付に係る還付金で、2目償還金については、介護保険給付費確定などに伴う国・県への返還金です。

なお、以上説明しました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応しました状況について説明いたします。

別冊議会資料の50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

議会資料の2ページをごらんいただき、本課の特別会計分は16番になります。

これは、これまで上甕島地域における介護予防事業を民間事業所に委託し実施してきましたが、人員確保が困難との理由から事業委託が行えない状態となり、急遽、市が講師を派遣する直営方式に変更したため、事項、一般介護予防事業費の委託料から同事項の報償費へ196万6,000円、予算流用し、執行したものであります。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、345ページをお開きください。

1款1項介護保険料は65歳以上の第1号被保険

者の保険料になります。平成29年度現年分の保険料徴収率は、年金天引きによる1節特別徴収については100%ですが、3節普通徴収に係る収納率は83.3%で、前年度と比較し0.5%の増となっており、現年分全体の収納率は98.7%で、前年度と比較し0.1%の増となっております。

また、4節普通徴収滞納繰越分、いわゆる過年度分の収入未済額は5,850万500円で、前年度より937万4,120円増加しており、収納率も11.1%で、前年度と比較し1.6%の減となっております。

次に、3款1項2目督促手数料の収入未済額は81万8,500円で、収納率は18.5%です。

なお、過年度分のうち、保険料868万8,880円と督促手数料8万7,900円は、不納欠損処理を行っております。

不納欠損処理後の収入未済に対する収納対策としては、臨戸訪問や電話、納付誓約等による時効中断を行うなど、収納向上に努めておりますが、今後も引き続き年金支給月を中心に収納対策強化月間を設定するなど、収納率向上を図っていくこととしております。

次に、4款国庫支出金については、調定額、収入済額同額の28億5,996万801円で、1項1目介護給付費負担金と2項1目調整交付金及び4目地域支援事業交付金があり、負担率及び補助率については、介護給付費分が居宅25%、施設20%、地域支援事業分については、包括的支援事業39%、介護予防・日常生活支援総合事業が25%となっております。

次に、5款支払基金交付金については、調定額、収入済額同額の27億1,662万8,956円で、1項1目介護給付費交付金と同項2目地域支援事業支援交付金があり、第2号被保険者の負担分として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、負担率は介護給付費及び地域支援事業ともに28%となっております。

次に、347ページをお開きください。

6款県支出金については、調定額、収入済額同額の15億3,169万1,884円で、1項1目介護給付費負担金及び3項1目地域支援事業交付金があり、負担率、補助率は介護給付費分が居宅12.5%、施設17.5%、地域支援事業分については、包括的

支援事業が19.5%、介護予防・日常生活支援総合事業が12.5%となっております。

次に、7款1項1目利子及び配当金については、調定額、収入済額同額の13万4,174円で、介護給付費準備基金の利子収入です。

次に、9款繰入金については、調定額、収入済額同額の12億8,766万6,479円で、1項1目一般会計繰入金は市の法定負担分を一般会計から繰り入れるもので、負担率は介護給付費分が居宅、施設ともに12.5%、地域支援事業分が介護予防・日常生活支援総合事業が12.5%、包括的支援事業が19.5%となっております。

次に、10款繰越金は、調定額、収入済額同額の3億8,899万4,761円です。

次に、12款諸収入は、調定額、収入済額同額の1,889万9,648円で、次の349ページをお開きいただきたいと思います。4項3目雑入の主なものは、備考欄に記載の国民健康保険団体連合一般会計積立資産返納金です。これは介護給付費審査手数料として、1件当たり77円を国保連に支払っておりますが、この積立金が高額となったために、各市町村の平成20年度から平成24年度の手数料収入の合計額を各自治体が支払った手数料額で案分し、平成27年度から平成29年度までの3年間にかけて返還されることとなったものです。

最後に、359ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額106億9,196万円に対しまして、歳出総額103億7,812万9,000円、歳入歳出差引額は3億1,383万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となりますが、国・県等への返納金が2億2,108万6,418円と予定していることから、実質的には9,274万4,776円が平成30年度の財源となります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）介護保険料の滞納がふえつつあるということなのですが、この滞納した場合のサービスを受ける場合、2割、3割と、たしかなるというふうに聞いてるんですが、そのサービスを、通常は1割ですけれども、2割、3割と、こう払っ

ている人たちというのは現在いらっしゃるんでしょうか。

○高齡・介護福祉課長（遠矢一星）はい、いらっしゃいます。

○委員（井上勝博）それは滞納をされた方と、それから実際高額所得の方もそうになっているんですけど、平成29年度からは、どうなってるんですけど。

○高齡・介護福祉課長（遠矢一星）まず、給付費のペナルティー的なものにつきましては、その滞納の期間によって、通常1割の方が3割負担をされるとか、一旦10割を支払って、後で9割が返ってくるとか、その期間等によって対応が異なります。

もう一つ言われた点については、ことし8月からの所得によって3割負担者が出たということだと思いますが、それはペナルティーとかではなく、負担割合が1割、2割、3割の方が所得によって今回から出ているということになります。

○委員（井上勝博）そのペナルティーによる3割負担という方々はどのぐらいいらっしゃる、数字的なことは。

○高齡・介護福祉課長（遠矢一星）現時点で14名ということです。

○委員（井上勝博）保険料の滞納のために短期証だったかな——ないんですかね、それはないんですね。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。
委員外議員、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）介護保険料については、平成29年度はまだ、今年度になってほかのところも上げてますが、県内で3番目ということで非常に高い介護保険料でした。そのことによってのやはり払い切れない場合に、サービス費用が通常よりも多額の

費用を払わなきゃいけないというペナルティーになるわけで、誰でも安心して使える制度という点では、まだまだそれに追いついていないという現状なので、反対いたします。

○委員長（福田俊一郎）次に、本決算の認定に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）次に、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。

本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（福田俊一郎）起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、高齡・介護福祉課の審査を終わります。

△保護課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、保護課の審査に入ります。

△議案第99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）審査を一時中止しておりました議案第99号決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題といたします。

それでは、保護課関係の決算の概要について部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）決算附属書の89ページをお願いいたします。

決算額につきましては、業務を障害・社会福祉課に移管した部分等の整理がございますので、対前年度でいいますと、約3%近くが減となっているところでございます。

なお、施策に関しまして二つ、一つ目が生活保護制度に関することになりますが、生活困窮者に対する必要な保護と、自立に向けた就労支援等を実施いたしております。

なお、本年3月末の保護世帯については、後ほど

説明があるかと思いますが、787世帯、975名で、保護率については10.32%といった状況でございます。

また、二つ目の行旅病人等の取扱い事務等につきましては、法に基づき、その対応を図ったところであるということでございます。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、保護課分について当局に補足説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）それでは、保護課に係る決算について、まず歳出について御説明を申し上げます。

決算書の107ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、保護課分は28万7,669円であります。

備考欄で御説明申し上げます。下から3行目、事項、行旅病人等取扱い事務費は、行旅死亡人2件に係る葬儀委託料が主なものであります。

次に、決算書の123ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費の支出済額は2億1,491万7,595円であります。

備考欄で主なものを御説明申し上げます。

事項、生活保護管理運営費は、嘱託医二人分の報酬、保護課職員18人分の給与費、医療扶助レセプト管理クラウドシステムの保守業務委託外3件の委託、平成28年度生活保護費等国庫負担金の実績額確定による差額の国庫支出金等精算返納金などが主なものであります。

次に、事項、生活保護適正実施推進事業費では、生活保護の適正な運営を確保するために、生活保護面接相談員など6人分の嘱託員の報酬及び社会保険料などが主なものであります。

次に、事項、被保護者就労支援事業費の主なものは、被保護者の就労を支援し自立を助長するための就労支援員一人分の嘱託員報酬及び社会保険料などです。主要施策の成果にあります。これにより就労を開始して収入が安定した12世帯が保護廃止となっております。

次に、3款4項2目扶助費の支出済額は、15億1,437万2,657円です。

備考欄をごらんください。9項目の扶助費を支出しておりますが、ごらんのとおり、支出状況として医療扶助費が突出しております。次いで、生活扶助

費、住宅扶助費が多額を占めているところであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

決算書の31ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、4節生活保護費負担金の収入済額12億6,167万194円は、被保護者就労支援事業に要した費用の4分の3を被保護者就労支援事業費負担金として、また生活保護費として支出した費用の4分の3を生活保護費負担金として国から受け入れたものであります。

次に、33ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金、4節生活保護費補助金の収入済額1,052万1,000円は、生活保護面接相談員など6人分の嘱託員の雇用に要する経費について補助金を受け入れたものであります。

次に、39ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、4節生活保護費負担金の収入済額3,418万113円は、居住地や帰来場所がない者、例えば長期入院等による被保護者分について市が支弁した保護費、保護施設事務費等の4分の1に相当する分について、県の負担金を受け入れたものであります。

49ページをお開きください。

16款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金の保護課分は、備考欄、行旅病人取扱事務委託金であります。これは行旅死亡人の葬祭に要した経費について、県から委託金として受け入れたものであります。

次に、63ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入、当課分は67ページをお開きください。

備考欄の生活保護費返納金と自動車損害賠償受入金であります。

生活保護費返納金（滞納分）は過年度の保護費返納金で、その下、生活保護費返納金は現年度分の保護費返納金、その下、生活保護徴収金は現年度分の生活保護法第78条に規定する生活保護費の不正受給と判断した分の返還金であります。

自動車損害賠償受入金は、第三者行為による事故の通院費を医療扶助で支弁しており、示談成立による損害賠償金として保険会社より受け入れたものであります。

不納欠損額は、2件の160万2,756円であり

ます。2件とも保護者死亡により徴収不能となり、5年の時効を経過したものであります。

収入未済額は121件、2,301万232円であります。これらは保護費返還金であります。徴収については組織的に取り組んでいるところであります。ただし、生活困窮者であり、返還に当たり余裕のない生活費から徴収することから、厳しい状況でもあります。今後も鋭意、徴収努力を続けていく考えです。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（杉藺道朗）ちょっと1点だけ教えてください。

この行旅病人等の取り扱いの関係で、例年、1名ないし2名ぐらい葬儀等々を行っておられますが、結局、最終的には身元確認等々はできないままでそういう処理がなされるのか、そして、それ以後のお骨に関しては、芸ノ尾墓地に慰霊碑がありますけど、あそこに入れられるようになったんですかね。ここをちょっと教えていただけますか。

○保護課長（松尾和俊）昨年度の行旅死亡人は2件ございました。お一人は、家族で住んでいらっしゃったはずなんですけど、食事中に窒息をして亡くなりました。ただし、その後、警察のほうが入った結果、偽名を使われていたということで、結局は身元はわからなかったということでございます。

もう1件は、空き家の軒下で凍死をされていた方がいらっしゃいました。この方は身元は判明しましたが、親族が引き取りを拒否されました。

ということで、2件とも行旅病人死亡人ということで、市のほうで葬祭を行いまして、お骨のほうは、1件につきましては、その身元不明の方につきましては市の納骨堂のほうに安置をしてあります。

ただし、あとの身元のわかっている方、親族が最初拒否されていたんですけど、お骨の引き取りだけは同意されまして、そこはお持ち帰りいただいたところではあります。

○委員（杉藺道朗）わかりました。身元がわかっているながらお骨を引き取ることを拒否されるという、今の世代なのかなと思いますけど、参考までに、今まで何回とか何件累積でわかりませんか。アバウトでもいいんですけど。

○保護課長（松尾和俊）年間で平均1件から2件というところが現状でございます。

○委員（杉藺道朗）わかりました。結構です。

○委員（井上勝博）ちょっと聞き逃したのかもしれないんですけど、この返納金のことなんですけど、生活保護返納金。これは主にどういう返納、なぜこう返納が生じたのかと、その理由というのはどういうものが多いんですか。

○保護課長（松尾和俊）まず多いのが、やはり年金の遡及受給というのがございます。そのほかに、一般的に出てくるのが保護費で、介護保険の、いわゆる用具を購入するんですけど、それをまず保護の場合は、一旦保護費で支払います。その後、介護保険から9割の支払いが出るんですけど、9割分について、御本人様に入るものですから、お金自体が。その分をお返ししていただくという手間をかけているところですけど、それも返還金として返していただいているというところであります。

○委員（井上勝博）かなり金額的に大きい金額になるわけですが、事前にそういうことをよく分かってもらっていながら、しかしやっぱりそういうことが起こるというのは、やっぱり生活保護、生活扶助費というのがだんだん減ってきている中で、特に、かつて高齢者の手当があったですよね、昔は。もう何年前ですよね、たしか。それがなくなって厳しくなってきた、もうそういうお金があれば、すぐ手を出してしまうという現状があるのかなと思うんですけども、例えば金額が大きいに、認知だとか、そういうのが考えられるのか、それとも、そういう実際にもう生活が苦しくて、ちょっと手を出してしまっただけで返し切れないというのがあるのか。その辺の現状はどうなんでしょうか。

○保護課長（松尾和俊）先ほど言いました年金の遡及ですが、それが入るまでは通常保護費は支給をされているところで、月の生活費というのは、それで賄っていただくというのが原則でございます。それ以前のこれまでかかりました保護費、年金が受給権が発生した日から現在までの間の今まで支払った保護費、いわゆる立てかえたような感じになるんですけど、その分を今回入った遡及分でお返しくださいというのは、もう事前に口頭でも文書でもお願いはしているところでございます。ただし、それをやはり使われてしまうというのが現状ではあるとい

うことでございます。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、子育て支援課の審査を行います。

△議案第99号 決算の認定について（平成29年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）それでは、子育て支援課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）決算附属書は90ページでございます。

まず、上段の決算額につきまして、他の課と同様、対前年度の関係から申し上げますと0.7%の減となったところでございます。

なお、本年4月に組織がえにおきまして、女性・家庭児童相談業務については、障害・社会福祉課のほうに所管を移しておりますことは事前にお断り申し上げます。

では、施策の1番目であります。

1、子育てと仕事が両立できる環境づくりでは、保育所での延長保育等の事業、病児保育、ファミリー・サポート・センターの運営等のほか、保育施設整備の助成や利用者支援のための対応を図ったものであります。

次に、92ページ、2番目の生活を支える子育て支援の充実の部分では、児童手当及び児童扶養手当の支給を、さらに右側の93ページでは、3、児童クラブの拡充となりますが、放課後児童クラブの運営助成のほか、施設の設置及び運営等に関する支援を実施したものです。

めくっていただきまして、94ページでございます。

4の特定教育施設、地域型保育事業の運営では、六つの認定こども園、25の保育園のほか、その他地域型保育事業所、施設給付型私立幼稚園等に対し

ます運営措置を。

右側の95ページになりますが、5のひとり親家庭等の生活の安定と向上では、ひとり親家庭等の医療費助成、母子家庭の自立支援のための給付。また6番目の子どもの健康と福祉の充実では、高校生までの医療無償化を。7の就園援助体制等の充実では、私立幼稚園へ行いました保育料減免措置に対する就園奨励助成、また保護者に対する多子世帯保育料の減免等の助成を実施したものでございます。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、子育て支援課分について、当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）子育て支援課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、子育て支援課の平成29年度決算について、まず歳出から御説明申し上げますので、決算書の117ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費、支出済み額は5億9,776万753円でございます。事項、児童福祉管理運営費の主なものは備考欄をごらんください。

行政事務嘱託員3名、ファミリー・サポート・センター業務嘱託員一人、子ども・子育て支援会議委員報酬14名分と職員13人の人件費。

あけていただきまして、119ページ、地域子育て支援センター、病児保育事業、育児リフレッシュ事業等の委託料、延長保育事業補助金、障害児保育事業補助金、一時預かり事業補助金が主なものでございます。

国庫支出金等精算返納金につきましては、平成28年度分地域子ども・子育て支援事業、一時預かり事業などの13事業分でございます。これの精算確定に伴うものでございます。

事項、児童福祉施設整備費は、一つ目、保育所等整備交付金事業費補助金、これにつきましては、保育園等の増改築に関する補助で、これにその下、認定こども園施設整備交付金をあわせて活用いたしまして、樋脇地域のすわこども園の改築移転工事に対する補助を行いました。本年3月に完成いたしました。2号、3号認定子ども定員71人、2号、3号は保育所部分でございます。1号認定子ども定員9名、幼稚園部分でございます。あわせて、定員80名の認定こども園としてスタートしております。

二つ目、児童福祉施設整備費は、平成28年度か

らの繰越事業で、平佐町のスーパーマルナカ近くに小規模保育事業所を建設いたしましたもので、青山町の青山福祉会が設立いたしました。昨年7月1日完成いたしまして、ゼロ歳児から2歳児までの定員19人の小規模保育所として、また定員40人の放課後児童クラブも併設しているところでございます。

3点目、東郷地域の若あゆ保育園の増築移転も行いましたが、建設場所は、東郷学園の隣接地の市有地を賃借して建設しておりますが、土地の造成工事等に時間を要しまして、平成30年度へ2億687万2,000円の明許繰り越しを行っております。

国県の補助は、すわこども園同様、保育所等整備交付金補助金と認定こども園施設整備交付金を活用して建設しております。ことしの7月完成いたしまして、2号、3号認定子ども定員80人、1号認定子ども定員20名の、あわせて定員100名のこども園としてスタートしているところでございます。

なお、保育所等整備交付金の本市の負担は、待機児童が発生しておりますので、本来の4分の1から負担が12分の1ということになっております。

次の、事項、女性・家庭児童相談費は、本年4月から相談が主な集約で、障害・社会福祉課へ移管しております。

次の、幼稚園就園奨励事業費につきましては、公立・私立幼稚園の保護者間の格差解消を図るため、世帯の所得の状況によりまして保育料等を減免するもので、川内聖母幼稚園等の旧制度の私立幼稚園に対し、補助を行いました。

なお、平成30年度、本年度から川内聖母幼稚園も新しい制度に移行いたしましたので、本年度は市外の幼稚園分が対象となり、宮之城聖母幼稚園等で数名の該当者が予定しております。

次の、利用者支援事業費につきましては、保護者や妊娠している方等が教育・保育施設や地域の子育て支援センター等を円滑に利用できるようサポートするもので、子育て支援課内に子育て支援員を配置し、支援を行っております。

なお、本年度から支援員を2名体制にいたしまして、サポートを強化しているところでございます。

あけていただきまして、121ページ、保育対策総合支援事業費補助金は、保育士確保方策といたしまして、保育所の事務補助を行う臨時職員を雇用し

た4カ所の保育園に補助金を交付いたしました。

国庫支出金等精算返納金につきましては、平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の精算確定によるものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、2,495万621円の不用額を生じておりますが、これにつきましては、延長保育、一時預かり等の補助金等の執行残の積み上げでございます。

2目児童措置費、予算現額17億1,547万7,000円、支出済み額17億173万2,000円、内容は児童手当と平成28年度事業確定に伴います国庫支出金等精算返納金でございます。

なお、不用額につきましては、児童手当の執行残でございます。

3目児童館費、予算現額2億3,797万2,000円、支出済み額2億3,601万円、第1永利児童クラブ改修工事設計業務委託と、その下、第1永利児童クラブ改修工事ほか3件につきまして御説明いたします。

第1永利児童クラブは、永利小学校の敷地内にありまして、建物については市有財産でございます。トイレはくみ取り式で、建物も20年近く建っておりまして、屋根の傷みが激しく、今回トイレの水洗化と屋根部分のコロニアルの改修を行ったものでございます。

放課後児童クラブ運営補助金外5件は、28の放課後児童クラブに対します運営補助金等でございます。また、国庫支出金等精算返納金につきましては、平成28年度実績確定によるものでございます。

4目保育園費、予算現額38億2,936万9,000円、支出済み額35億9,963万4,862円。内容は、下甕保育所の保育士業務嘱託員3名に係る人件費、里保育園の指定管理料、そして本土地域の保育園と認定こども園、それに地域型保育事業所の運営費として支払います扶助費でございます。

20節扶助費が執行残2億2,925万2,003円と多額となっております。これにつきましては、一つ目、定員に対する保育所入所率が前年を2%程度下がったこと、それと国の処遇改善も見越し、運営費の数パーセント分の上積み分を計上しておりましたが、よそと比べ伸びが少なかったことによるものでございます。

子ども・子育て制度は、毎年大きく変更されてきて、来年度はいよいよ3歳から5歳児の保育料無償化も控えております。制度がまだ成熟しておりませんで、見込みを立てづらいところもありますが、いずれにいたしましても、今回多額の不用額を生じたことにつきましては、申しわけなく思っておりますのでございます。今後も予算額の積算につきましては、可能な限り精度を上げていきたいと考えておりますのでございます。

5目母子福祉費、予算現額6億6,572万6,000円、支出済み額6億717万8,026円。事項、母子福祉対策事業費の主なものは、ひとり親家庭等医療費助成及び母子家庭自立支援給付金の扶助費のほか、母子寡婦福祉会運営補助金等でございます。

なお、国庫支出金等精算返納金につきましては、母子家庭等対策総合支援事業費の28年度分の精算確定によるものでございます。事項、児童扶養手当福祉費は、児童扶養手当の扶助費が主なものでございます。

あけていただきまして、123ページ、母子生活支援施設措置費は、母子寮等への入所に要する扶助費で、3世帯6名分でございます。

なお、20節扶助費で5,826万6,618円の不用額を生じております。この大部分は、児童扶養手当で新規受給者が減少しましたことと、それと経済情勢がある程度好転して所得が上がって、所得制限で手当を減額された方等が多かったことが上げられると思います。

次は、125ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費のうち、子育て支援課分は備考欄の事項、子ども医療費助成費で、予算現額は3億9,428万8,000円で、支出済み額は3億6,408万234円でございます。

内容は、審査集計機関への審査手数料、医療機関への助成事業報告事務手数料、そして医療費助成の扶助費が主なものでございます。

なお、子ども医療費が2,760万8,946円の執行残となりましたが、インフルエンザが流行したんでございますが、流行がB型で、療養期間が短く、軽度のために、医療費の単価が思ったよりは上がらなかったということで、この結果によりまして、若

干執行残が出ておるところでございます。

以上、歳出でございます。

なお、以上説明しました歳出執行に当たりまして、50万円以上の予算流用で対応しました状況について御説明いたしますので、別冊の議会資料50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

議会資料2ページをお開きください。

本課における50万円以上の節間流用は2ページが一番上、1件でございます。平成28年度子どものための教育・保育給付費、地方単独費用補助金、この補助金につきましては、認定こども園の運営費に関する県の補助金でございます。実績確定に伴いまして返納する必要が生じました。このため、事項、保育所運営費の20節扶助費から同事項、23節償還金利子及び割引料に223万2,000円を予算流用し、予算執行したものでございます。

以上、50万円以上の節間流用の対応状況でございます。

引き続き、歳入につきまして御説明いたしますので、歳入歳出決算書15ページをお開きください。

13款2項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金。内容は、備考欄記載のとおり、保育所保護者負担金、保育料が主でございます。そのほか子育て支援短期利用負担金でございます。

不納欠損額9万4,150円は私立保育園滞納分で、平成24年度の保育料滞納分について、消滅時効により6件の3人分を処理しております。

また、収入未済は私立保育園の保育料が主なもので、現年分で384万5,860円、滞納分で708万1,000円、それと子育て支援短期利用負担金9万2,000円でございます。

保育料の収納対策といたしまして、各保育園の園長をお願いいたしまして保育料の督促状を保護者に配付しております。あわせて、滞納世帯につきましては、児童手当を窓口払いといたしまして、手当から納入を促しているところでございます。

滞納の実績といたしまして、平成28年度末の収入未済額は1,165万8,880円でございますので、差し引き73万2,020円収入未済が減少いたしましたが、まだ多額の収入未済がありますので、今後も引き続き収納に努めていきたいと思っております。

次は、27ページの中ほど、14款2項2目民生手数料1節民生手数料で児童手当受給証明手数料で

ございます。

次の２節督促手数料は、保育料滞納分に係るもので、不納欠損額５００円は平成２４年度分の３名について、保育料とあわせて処理したものでございます。収入未済額は７万２,２００円でございます。

次に、３１ページをお開きください。

１５款１項１目民生費負担金でございます。３節児童福祉費負担金のうち、子育て支援課分は備考欄５行目、児童扶養手当、児童手当、保育所運営に充てる子どものための教育・保育給付費負担金等の国庫負担金でございます。

次は３３ページ、２項国庫補助金でございます。３節児童福祉費補助金は、主なものは保育所等整備交付金、１３事業に充てる子ども・子育て支援交付金等で、合計５件の国からの補助金でございます。収入未済額につきましては、平成２９年度分の東郷地域の若あゆ保育園増築移転事業が明許繰り越しになった関係で収入未済となっておりますのでございます。

次は、３７ページをお開きください。

８目教育費補助金３節幼稚園費補助金で、就園奨励費補助金の私立幼稚園分でございます。

次は、３９ページをお開きください。１６款１項県負担金１目民生費負担金３節児童福祉費負担金でございます。子育て支援課分は備考欄５行目からで、主なものは保育所運営費負担金、児童手当等の県の負担金でございます。

次は、あけていただきまして４１ページ、２項２目民生費補助金、子育て支援課分は３節児童福祉費補助金で、主なものは、子どものための教育・保育給付費地方単独補助金、これは認定こども園運営費の一部補助金、ひとり親家庭医療費助成事業費補助金、地域子育て支援１３事業に充てる地域子ども・子育て支援事業補助金等の県補助金でございます。

同じく４１ページ、３目衛生費補助金１節保健衛生費補助金、子育て支援課分は乳幼児医療費補助金でございます。

次は、４９ページをお開きください。

３項２目民生費委託金１節社会福祉費委託金のうち、子育て支援課分は権限移譲事務委託金で、統計調査に係る謝金でございます。

最後に６７ページをお開きください。

２１款５項４目雑入１節雑入の子育て支援課分は、備考欄下段、子ども手当返納金は３名分、児童扶養手当返納金は７名分でございます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、議案第９９号、決算の認定について（平成２９年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）のうち、本委員会附託分の質疑は全て終了いたしましたので、これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（福田俊一郎）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（福田俊一郎）次に、閉会中の委員派遣の取り扱いについてお諮りします。

現在のところ、閉会中の現地視察は予定しておりませんが、今後必要となった場合の委員派遣の取り扱いは委員長に一任いただきたいと思います。

については、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。

△閉 会

○委員長（福田俊一郎）以上で、市民福祉委員会
を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会
委員長 福田 俊一郎